

# 令和元年度第2回浜松市環境審議会 次第

日時：令和元年9月3日（火） 9:30～11:30

会場：シルバー人材センター2階 大会議室

## 1 開会

## 2 議事

### 【審議事項】

①第2次浜松市環境基本計画の改定について

資料1

### 【報告事項】

①第2次浜松市環境基本計画における進捗について

資料2

②し尿汲取り料金の改定について

資料3

## 3 閉会

(配布資料)

	委員名簿
	座席表
資料1-1	改定の概要について
資料1-2	第2次浜松市環境基本計画（改定素案）
資料1-3	環境指標について
資料1-4	方針ごとの施策について
資料1-5	今後のスケジュール
資料2	第2次浜松市環境基本計画における進捗について
資料3	し尿汲取り料金の改定について

## 浜松市環境審議会委員名簿

(H31.4.1)

委員氏名	所属等
荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会
小名木 秀雄	浜松市自治会連合会
◎ 田中 浩之	横浜創英大学 こども教育学部
中村 美詠子	浜松医科大学 医学部
野中 正子	浜松市消費者団体連絡会
藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部
○ 藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部
松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会
水谷 洋一	静岡大学 地域創造教育センター
渡邊 記余子	浜松商工会議所

◎ : 会長  
○ : 副会長

## 令和元年度第2回浜松市環境審議会【席次表】

1 日時 令和元年9月3日（火）9：30～11：30

2 会場 シルバー人材センター2階 大会議室

	副会長 藤本 忠藏	会長 田中 浩之		欠席者
水谷 洋一			荒巻 太枝子	小名木 秀雄
渡邊 記余子			野中 正子	中村 美詠子
			松浦 敏明	藤井 康幸

説明者	環境部 藤田次長 (環境政策課長)	環境部 藤田参与	環境保全課 宮崎課長	ごみ減量 推進課 石岡課長	廃棄物 処理課 苗村参事
-----	-------------------------	-------------	---------------	---------------------	--------------------

事務局	環境政策課 嶋野補佐	天竜環境 事業所 鈴木所長	浜北環境 事業所 鈴木所長	平和清掃 事業所 齋藤所長	南清掃 事業所 菅沼所長	廃棄物 処理課 鈴木担当 課長	廃棄物 処理課 石原担当 課長	産業廃棄物 対策課 今井課長
-----	---------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------

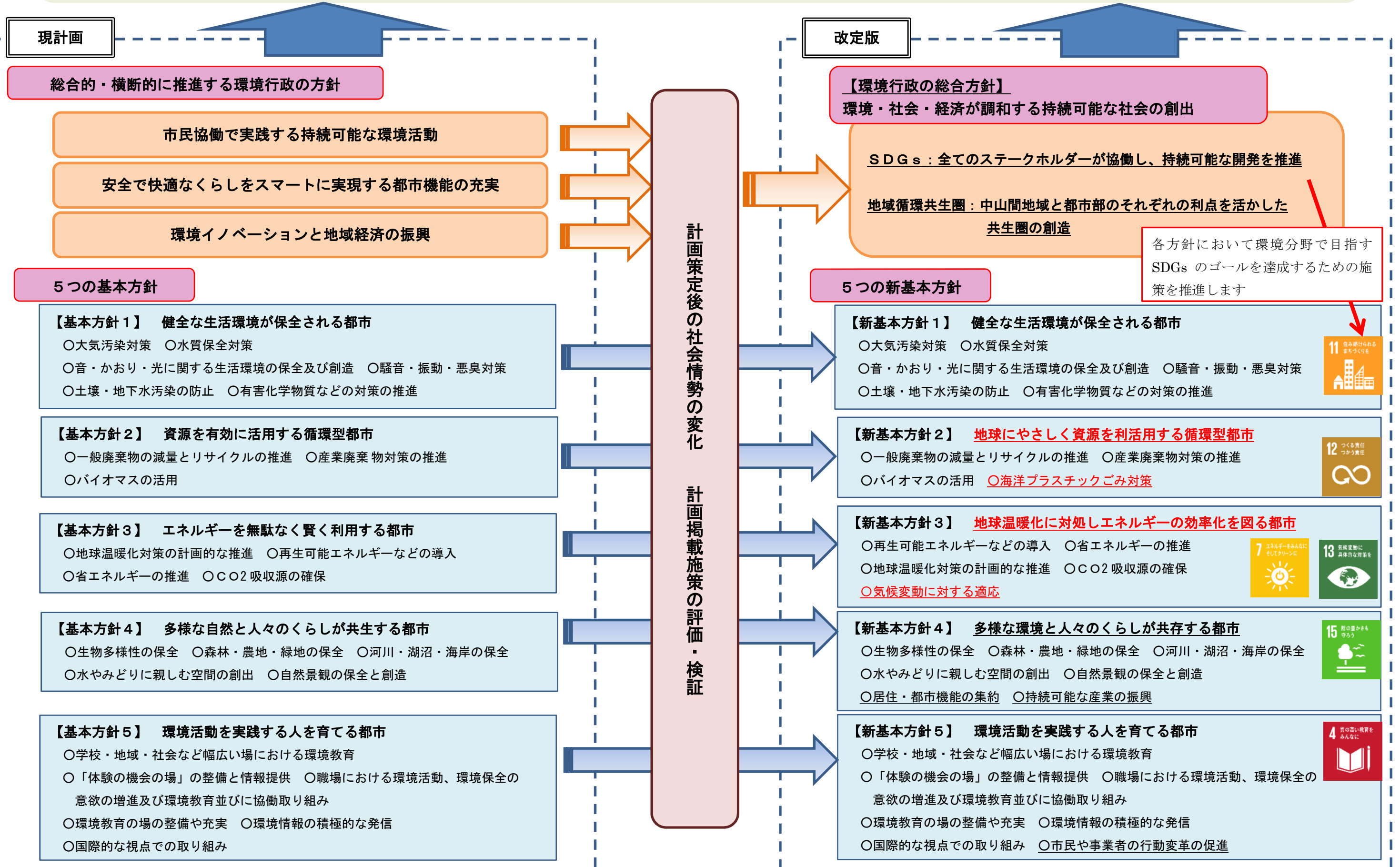
傍聴者 (庁内・案件報告者)	傍聴者 (庁内・案件報告者)	傍聴席（報道）
-------------------	-------------------	---------

傍聴席	傍聴席	傍聴席（庁外）
-----	-----	---------

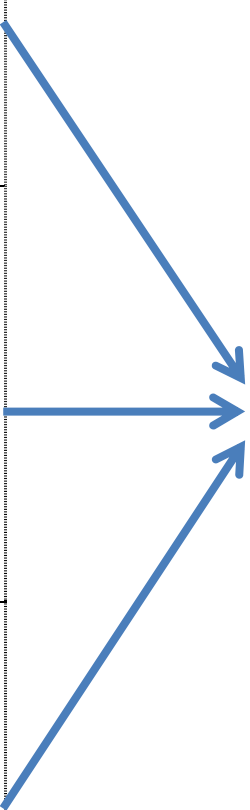
—— 入口 ——

# 豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市

～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～



<p style="text-align: center;"><b>現計画の方針</b> (5つの基本方針+3つの総合的・横断的に推進する環境行政の方針)</p>		<p style="text-align: center;"><b>改定案</b> (5つの基本方針+総合方針)</p>
<p><b>基本方針① 健全な生活環境が保全される都市</b></p> <p>市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる音・かおり・光資源などの保全を通して、健全で快適な生活環境の創造に取り組みます。</p>	→	<p><b>基本方針① 健全な生活環境が保全される都市</b></p> <p>市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる音・かおり・光資源などの保全を通して、健全で快適な生活環境の創造に取り組みます。</p>
<p><b>基本方針② 資源を有効に活用する循環型都市</b></p> <p>分別の徹底による、ごみの減量と資源化やエネルギーとしての有効活用に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことで、化石燃料の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減します。</p>	→	<p><b>基本方針② 地球にやさしく資源を活用する循環型都市</b></p> <p>持続可能な社会を実現するため、市民・事業者・行政が協働してごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減、産業廃棄物の適正処理などに取り組み、海洋プラスチック対策をも視野に入れたごみ問題への対応を推進します。</p>
<p><b>基本方針③ エネルギーを無駄なく賢く利用する都市</b></p> <p>省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、全国トップクラスの日照時間などの自然特性を活かした太陽光や風力、バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指します。</p>	→	<p><b>基本方針③ 温暖化に対処しエネルギーの効率化を図る都市</b></p> <p>世界共通の課題である地球温暖化に対して、これまでの温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加えて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進していきます。温室効果ガスの排出削減では、省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、再生可能エネルギーの適正な導入・活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指します。</p>
<p><b>基本方針④ 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市</b></p> <p>広大な市域に存在する豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘海岸や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、共生する都市を目指します。</p>	→	<p><b>基本方針④ 多様な環境と人々の暮らしが共存する都市</b></p> <p>広大な市域に存在する豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘海岸や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、共生する都市を目指します。</p> <p>また、本格的な人口減少・超高齢社会では市民の快適な暮らしを支える持続可能な、コンパクトでメリハリの効いたまちづくりを図る必要があるため、「浜松市立地適正化計画」に基づき、市域全体で環境負荷を低減するために、居住・都市機能の集約を推進します。</p>
<p><b>基本方針⑤ 環境活動を実践する人を育てる都市</b></p> <p>地域の様々な環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくとともに、防災や健康福祉、国際協力、まちづくりなどの分野と幅広く連携を取り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指します。</p>	→	<p><b>基本方針⑤ 環境活動を実践する人を育てる都市</b></p> <p>地域の様々な環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくとともに、防災や健康福祉、国際協力、まちづくりなどの分野と幅広く連携を取り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指します。</p>

<p style="text-align: center;"><b>現計画の方針</b> (5つの基本方針+3つの総合的・横断的に推進する環境行政の方針)</p>		<p style="text-align: center;"><b>改定案</b> (5つの基本方針+総合方針)</p>
<p><b>総合的・横断的方針① 市民協働で実践する持続可能な環境活動</b></p> <p>市民の日常生活では、環境に配慮したライフスタイルが定着し、地域においては、市民・NPO・事業者など多様な主体やあらゆる世代の行動・参画・協働により、ごみの減量や資源化、省エネルギー、自然環境の保全などの環境活動が活発に行われ、都市の発展と環境の保全及び創造が両立する持続可能な都市を目指します。</p>		
<p><b>総合的・横断的方針② 安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能を充実</b></p> <p>本格的な人口減少・超高齢社会の到来を見据え、拠点ネットワーク型都市構造の構築を図る必要があります。</p> <p>その中で、市域全体で環境負荷を低減するために、居住・都市機能を集約し、徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成、地域特性に応じてエネルギー需給を総合的にマネジメントするスマートシティ化を推進していきます。</p> <p>これらの政策を通じて、子供から高齢者まで誰もが安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市を目指します。</p>		<p><b>環境行政の総合方針 環境・社会・経済が調和する社会の創出</b></p> <p>浜松市総合計画に掲げられている環境分野の基本政策である「環境と共生した持続可能な社会の実現」について、これまでの方針に加え、国の第五次環境基本計画で示されている地域循環共生圏（地域間の環境・社会・経済的なつながりの形成）の考え方や、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえて施策を推進していく必要があるため、環境行政の総合方針として「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創出」と掲げます。</p>
<p><b>総合的・横断的方針③ 環境イノベーションと地域経済の振興</b></p> <p>地域経済を取り巻く社会的、経済的な環境は大きく変化しており、地域経済の新たな柱を創出し複合的産業構造への転換を図るために、ものづくりのまちとして製造業が集積している本市の特性を活かしながら、広大な森林や浜名湖などの本市の環境資産に、産業を結びつけることで付加価値を生み出し、環境と地域経済の好循環へと繋げていきます。</p> <p>また、輸送によるエネルギー消費は膨大なため、地産地消を促進することにより物流方法の見直しをすることで、輸送時に係るCO<sub>2</sub>の削減を図るとともに、地場産の林産物、農畜産物、水産物の消費を促進し地域経済の振興を目指します。</p>		

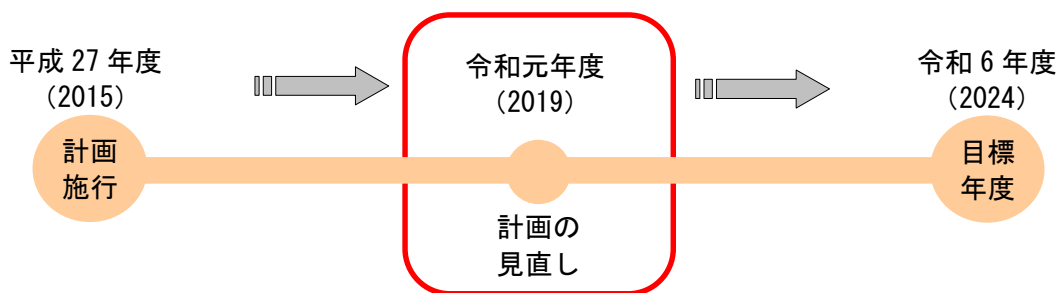
## はじめに

平成 27 年度に現行の第 2 次浜松市環境基本計画を策定してから 5 年が経過し、その間、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の発効、国の環境基本計画の改定など、社会情勢が大きく変化しています。このことから、現行計画の内容を確認したうえで、これらの状況へ適切に対応する必要があります。

また、本計画の目標年度は、「浜松市総合計画」と整合を図り令和 6 年度としていますが、中間年度である令和元年度に見直しを行うこととしているため、この度、第 2 次浜松市環境基本計画で掲げた環境の将来像の達成に向け、計画の見直しを行い、「【改定版】第 2 次浜松市環境基本計画」を策定しました。

なお、本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

図表 第 2 次環境基本計画の期間



## 環境の将来像

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市

～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～

「住み心地よさ日本一」・「はままつの環境ブランド力」とは

本市が、多くの人や企業に選ばれる都市となるためには、「安心してらせる住み心地よさ」が重要となります。

大気、水質などの生活の安全、人や都市機能の集約化、誰もが利用しやすい公共交通機関の整備、緑豊かな自然の保全・再生、エネルギーの地産地消による自給率の向上などによる豊かな環境資源や環境に対する取り組みにより、住み心地よさによる「住民幸福度」を高め、行ってみたい、住んでみたいと感じる良質な都市のイメージを、「はままつの環境ブランド力」とします。

※ここでいう「住み心地よさ」とは、生活環境、都市環境、自然環境から総合的に判断した「住み心地よさ」を指します。

## 第1章 基本的事項

### 1.1 環境基本計画とは

環境基本法（平成5年法律第91号）は、環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。

同法においては、地方公共団体の責務を「基本理念（環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、国際的協調による地球環境保全の積極的推進）にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

本市においても、1998（平成10）年に環境の保全と創造についての基本的な理念を明らかにすることを目的として浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号。以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

環境基本条例では、第3条で基本理念として「環境の恵沢の持続的な享受」「自然と人との共生」「市、市民及び事業者の公平な役割分担」「国際的な協力・協調」を定めています。

環境基本計画は、環境基本条例第9条の規定に基づき「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めるものです。

### 1.2 策定の背景

本市は、2005（平成17）年7月の市町村合併により、豊かな森林、天竜川・浜名湖などといった水辺環境、多様な動植物などの自然環境を有することになったことをうけ、2008（平成20）年3月に合併後はじめて、環境の保全に向け具体的な方向性を示す「第1次浜松市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画策定以降、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）の改正及び完全施行、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）の制定や「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）の策定など、持続可能な社会の実現を目指す我が国の政策は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するために、2015（平成27）年3月に「第2次浜松市環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

第2次計画策定後、「パリ協定」の採択に伴う「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や国の「第5次環境基本計画」の策定、「気候変動適応法」の施行、海洋プラスチック



ごみ問題など、国内外で環境への取り組み方針がさらに変化しています。

これらの社会経済情勢の変化に対応するために、第2次計画の中間年度を迎えることとなった2020（令和2）年3月に、第2次計画の見直しを行うこととしました。

図表 1.2-1 環境基本計画関連年表(第2次計画策定以降)

年 月	国、県	浜松市
2015 (H27)	3	「第2次浜松市環境基本計画」策定
	9	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
	12	「パリ協定」採択
2016 (H28)	3	「第3次静岡県環境基本計画」改定
	5	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
2017 (H29)	4	「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定
2018 (H30)	4	「第5次環境基本計画」閣議決定
	6	「海岸漂着物処理推進法」改正
	12	「気候変動適応法」施行
2019 (R1)	5	「プラスチック資源循環戦略」策定
	○	「浜松市エネルギービジョン」改定
2020 (R2)	4	「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」改定

## 1.3 計画の位置づけ

### 1.3.1 位置づけ

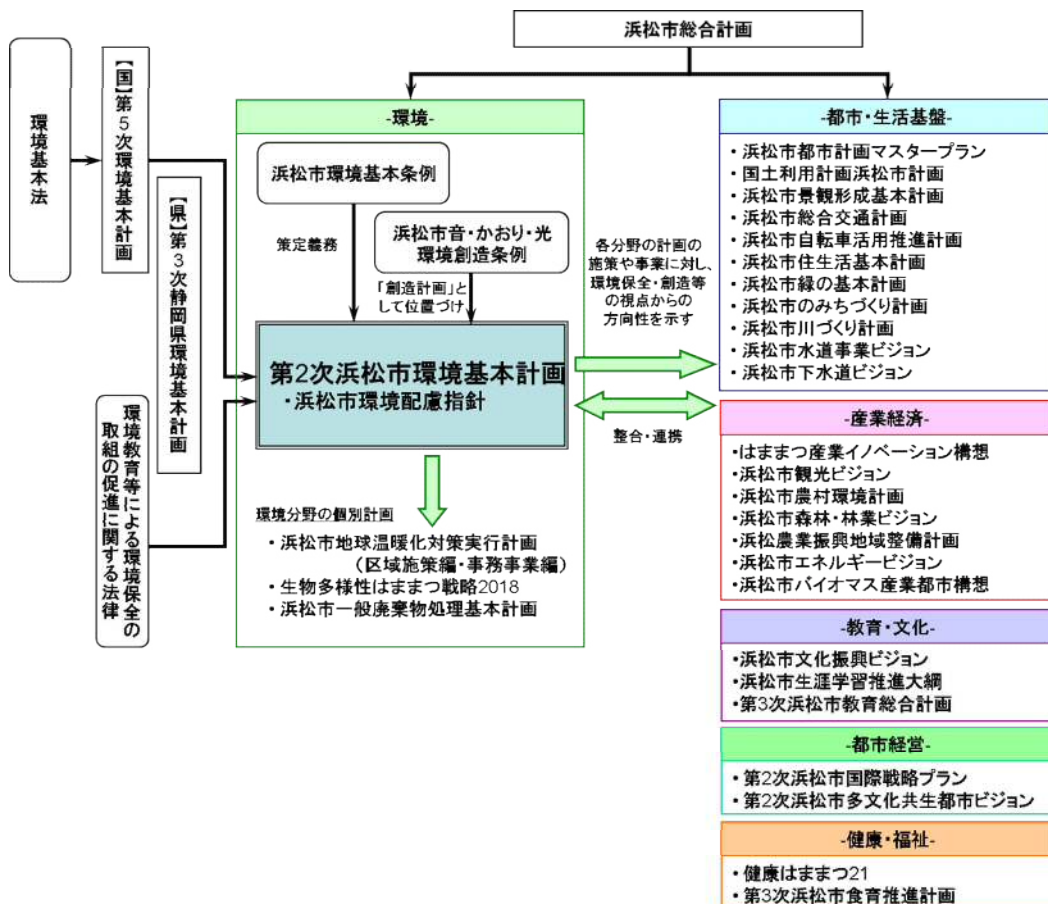
本計画は、環境基本条例に基づいて策定するもので、国や県の環境基本計画や、本市における行政の基本指針である「浜松市総合計画」などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

また、環境と調和のとれた開発を目指して、浜松市環境基本条例第 8 条各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造を行うため、開発事業を実施する際に行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針（環境配慮指針）の考え方も本計画に示します。

あわせて、環境教育等促進法第 8 条に基づき、本市における環境教育施策を、市民・NPO・事業者と協働して、総合的・体系的に推進していくための行動計画として位置づけます。

さらに、浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成 16 年浜松市条例第 31 号。以下「音・かおり・光条例」という。）第 6 条の規定に基づく音・かおり・光に関する生活環境創造計画として位置づけます。

図表 1.3.1 第 2 次環境基本計画の位置づけ



## 1.3.2 環境配慮指針

環境と調和のとれた開発を目指して、環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。本項では、開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行う上で基本的な事項となる環境要素と環境保全措置の考え方を示します。

※具体的な環境配慮事項の考え方については「浜松市環境配慮指針手引書」に記します。

### 1.3.2.1 環境配慮の基本的な考え方

開発事業を実施する際に考慮すべき環境要素を図表 1.3.2.1 に示します。

図表 1.3.2.1 対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壌環境（土壌汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

### 1.3.2.2 環境保全措置

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望まれます。

### 1.3.2.3 地域別環境配慮の方向

本市は豊かな自然環境を有し、土地利用の状況も地域によって大きく異なります。そのため、開発事業を実施する際はそれぞれの地域の特徴を踏まえた環境配慮を行っていくことが必要です。

### 1.3.2.4 環境配慮事項

開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行うためには、開発事業の段階や開発事業地の特性に応じた環境配慮を行うことが重要です。

### 1.3.2.5 対象とする開発事業

公共事業、民間事業の区別に関わらず、環境への影響を考慮して開発事業を9区分し、市内で実施される図表 1.3.2.5 の開発事業を対象とします。ただし、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)及び「浜松市環境影響評価条例」(平成28年浜松市条例第48条)、「静岡県環境影響評価条例」(平成11年静岡県条例第36号)の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

図表 1.3.2.5 対象とする開発事業

事業区分	事業内容
(1) 交通基盤整備事業	○道路の建設 ○鉄道の建設
(2) 河川・港湾整備事業	○河川の整備 ○放水路の建設 ○用排水路の整備 ○埋立・干拓 ○海岸の整備 ○マリーナの建設 ○ダムの建設
(3) 農用地整備事業	○農用地の造成
(4) 面整備事業	○土地区画整理 ○工場・事業場の建設 ○住宅地の整備 ○レクリエーション施設の建設 ○商業・業務施設の建設 ○面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成
(5) 公園整備事業	○公園の建設
(6) 上下水道施設整備事業	○上水道浄水施設の建設 ○下水道終末処理施設の建設
(7) 廃棄物処理施設整備事業	○ごみ処理施設の建設 ○最終処分場の建設 ○し尿処理施設の建設 ○産業廃棄物中間処理施設の建設
(8) 土砂採取・残土処理事業	○土の採取等 ○残土の処理
(9) 発電事業	○火力発電所(バイオマス発電、廃棄物発電を含む)の建設 ○水力発電所の建設 ○風力発電所の建設

### 1.3.2.6 開発事業の各段階における環境配慮

開発事業の「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において検討すべき環境配慮事項を図表 1.3.2.6 に示します。

図表 1.3.2.6 開発事業の各段階における環境配慮事項

開発事業の段階	環境配慮事項
構想	<input type="checkbox"/> 関連する法令・計画を確認する。 <input type="checkbox"/> 開発事業予定地及びその周辺の環境特性を確認する。 <input type="checkbox"/> 構想の変更の必要性を評価し、構想の変更による影響の回避・低減・代償措置を検討する。
計画	<input type="checkbox"/> 開発事業地及びその周辺の環境特性を再確認する。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した技術・工法を決定する。 <input type="checkbox"/> 環境影響の回避・低減・代償措置に向けた具体的な計画を策定する。
工事	<input type="checkbox"/> 計画に基づいて工事中の環境影響を低減する。
供用	<input type="checkbox"/> 良好な環境を維持していくための環境保全対策を実施する。

### 1.3.2.7 開発事業地の特性を踏まえた環境配慮

開発事業地やその周辺において確認すべき土地利用の状況や、開発事業を実施する際に特に配慮すべき場所を図表 1.3.2.7 に示します。

図表 1.3.2.7 開発事業地やその周辺において確認すべき環境特性

確認項目	開発事業地の環境特性
土地利用	<input type="checkbox"/> 森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他 <input type="checkbox"/> 市街地（住宅地、商業・工業地域）
特に配慮すべき場所	<input type="checkbox"/> 貴重な動植物の生息・生育地 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける生態系※ <input type="checkbox"/> 主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観 <input type="checkbox"/> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 <input type="checkbox"/> 歴史・文化的遺産の所在地

※「生物多様性はままつ戦略 2018」において選定した 23 の「注目すべき場所」

## 第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化

本章では、第2次計画策定後の環境分野における社会情勢の変化について、その内容と本市としての取り組み状況を示します。

### 2.1 持続可能な開発のための2030アジェンダ

#### 2.1.1 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、2030（令和12）年までの国際開発目標のことをいいます。

MDGsでは、国連の専門家の主導により開発途上国の抱える課題を示し、8つのゴールと21のターゲットを設定しました。その結果、極度の貧困状態にある人口割合の半減などの多くの目標において前進が見られましたが、教育や衛生といった分野では未達成の目標も数多く残ってしまいました。また、各国・地域の状況に配慮せず、すべての国に同一の目標を設定していたため、サハラ以南のアフリカ南部の一部地域においては目標達成が進まないといった課題が残されました。

これらの課題を解決し持続可能な世界を達成するため、2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的かつ強くなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段として、すべての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。

#### 2.1.2 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲット、232の指標のことをいいます。

SDGsは、すべての国に適用される普遍的な目標であり、その達成のためには、すべての国の政府や市民、民間事業者といったすべてのステークホルダーが積極的に取り組み推進していくものです。

17の目標のうち、少なくとも12が環境に関連しているため、環境省をはじめとする環境分野のステークホルダーが積極的に取り組んでいく必要があります。

図表 2.1.2 SDGs ロゴ(出典:国際連合広報センターホームページ)



### 2.1.3 当市における取り組み（浜松市 SDGs 未来都市計画）

本市において官民を挙げて推進している「森林」、「エネルギー」、「多文化共生」に関する取り組みが、SDGs 推進に係る優れた取り組みとして評価され、2018（平成 30）年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されました。これを受けて「浜松市 SDGs 未来都市計画」を作成し、「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」を設立など、2030（令和 12）年のあるべき姿を達成するための取り組みを進めており、第 3 次浜松市総合計画に描いた 2030（令和 12）年のあるべき姿（1 ダースの未来）の実現に向けた総合的な政策を定めています。

## 2.2 パリ協定

### 2.2.1 産業革命前からの世界平均気温上昇を 2℃未満に

世界の温室効果ガス排出削減については、1992（平成 4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締結国会議（COP）において議論が行われてきましたが、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設けていたため、先進国のみに削減義務が課されることとなっていました。一方で開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出することとな

り、有効な対策を取ることが難しくなりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして 2015（平成 27）年 12 月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界平均気温上昇を 2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

## 2.2.2 温室効果ガスの「緩和」と「適応」

パリ協定以前の気候変動対策は温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策（緩和）が中心でした。一方で、気温上昇による気候変動の影響はすでに現れており、パリ協定では、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する対策（適応）が盛り込まれました。

## 2.2.3 気候変動適応法の施行

2018（平成 30）年 12 月に気候変動適応法が施行され、ステークホルダーの役割の明確化、適応を推進するための計画や拠点などの確保、国と地方公共団体の連携（組織化）など、地域での適応の強化について規定されています。

## 2.2.4 当市における取り組み

国は、パリ協定を踏まえ、2030（令和 12）年度に温室効果ガスの排出を 2013（平成 25）年度比で 26%削減する目標を掲げ、この目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

当市域から排出される温室効果ガスの削減計画である「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について、国の計画や目標値との整合を図るために 2017（平成 29）年 4 月に改定しました。

本市においても「COOL CHOICE」運動に賛同し、エコドライブ推進事業や次世代自動車の普及促進事業、地元プロスポーツチームやスポーツイベント等を活用して、市民に向けた「COOL CHOICE」の普及啓発を行っています。

## 2.3 海洋プラスチックごみ問題

### 2.3.1 生態系を含めた海洋環境への影響

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がり、沿岸の居住環境、船舶の航行、観光・漁業などへの影響が確認されています。海洋ごみの中でもプラスチックごみは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、このままでは 2050（令和 32）年までに海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出・滞留すると予測さ



れています。

海洋に漂流するプラスチックは自然に分解されにくく、長期間にわたり環境中にとどまります。また、波や紫外線により物理的に砕かれた微小なプラスチック（マイクロプラスチック）は、有害化学物質を吸着しやすいと報告されています。これらのプラスチックごみは、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系への影響が懸念されることから、実効的な対策が求められています。

### 2.3.2 プラスチック資源循環戦略

国では、プラスチックの再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を2019（令和元）年5月に策定しました。

戦略は、3R+Renewable（リデュース・リユース・リサイクル+再生可能な資源への代替）を基本原則に、「プラスチック資源循環」「海洋プラスチック対策」「国際展開」「基盤整備」の重点戦略を展開することとしています。また、国民、企業、民間団体、地方公共団体、国等が連携協働して事業を推進します。

### 2.3.3 当市における取り組み

遠州灘や浜名湖では、多くの団体やボランティアの参加のもと、今まで海岸漂着ごみの回収活動として、クリーン作戦を実施してきました。海洋プラスチックごみ問題の解決には、海岸漂着ごみの回収とともに、海洋にプラスチックを発生・流出させない取り組みが必要です。このプラスチックごみの発生抑制については、海岸美化活動やビーチ・マリンスポーツイベントの会場での環境保全PRなど、様々な場面において海洋プラスチックごみ問題の周知と啓発を行う必要があります。また、環境学習講座での体験型学習や海洋ごみ問題を題材とした環境劇を開催するなど、広い世代でこの問題に興味をもってもらうよう取り組みます。

これらの取り組みは、自治体や企業など、幅広い主体の連携協働を推進する、環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンを活用して情報発信します。

## 2.4 地域循環共生圏

### 2.4.1 地域循環共生圏とは

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である一方で、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことが困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となってきます。このことを踏まえ、国の第五次環境基本計画で示された地域づく

りの考え方を「地域循環共生圏」と呼びます。

この考え方では、目指すべき各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながりや経済的つながり）を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造することを目指しています。

本市においても、この考えをふまえた取組みをしていく必要があります。

図表 2.4.1 地域循環共生圏概要(出典:環境省ホームページ)



## 2.4.2 本市における取組み

「平成 31 年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体（環境省）」において、浜松市が提案した「木質バイオマスサプライチェーン構築事業」が選定され、本市の広大な森林地帯から発生する木質バイオマスを地域で活用する枠組みの構築を目指しているほか、地域の食文化・観光資源を活用して、農山漁村の活性化を図るなどの取組みを実施している。

### 第3章 施策の達成状況

第2次計画の進捗状況や評価を、「浜松市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）へ毎年報告し、意見や提言をいただいております。本章では、これらの評価を踏まえるとともに、本計画の冒頭で掲げた環境の将来像を実現するため、第2次計画で示した施策の進捗状況及びSDGsとの関連について示すとともに、5つの基本方針の現状と課題を整理し、今後の環境行政の方向性を示します。

#### 3.1 施策の達成状況

##### 3.1.1 施策の達成状況

第2次計画で示された5つの基本方針に基づき実施する施策及び総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針に基づき実施する施策について、各施策のこれまでの進捗状況並びにSDGsとの関連について示します。

図表 3.1.1 施策の達成状況

	主要課題	施策数	進捗状況	SDGsとの関連
【基本方針1】 健全な生活環境が保全される都市	大気汚染対策	10	達成：1 実施中：9	  
	水質保全対策	18	実施中：17 廃止：1	  
	音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	4	実施中：4	 
	騒音・振動・悪臭対策	13	実施中：13	  
	土壌・地下水汚染の防止	14	実施中：14	  
	有害化学物質などの対策の推進	10	実施中：9 廃止：1	  
	合計	69	達成：1 実施中：66 廃止：2	
【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市	一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	21	達成：1 実施中：20	  
	産業廃棄物対策の推進	11	実施中：11	  
	バイオマスの活用	11	実施中：8 未実施：3	  
	合計	43	達成：1 実施中：39 未実施：3	

	主要課題	施策数	進捗状況	SDGsとの関連
【基本方針3】 賢く利用する都市	地球温暖化対策の計画的な推進	2	実施中：2	
	再生可能エネルギーなどの導入	8	実施中：8	
	省エネルギーの推進	21	達成：2 実施中：19	
	CO2吸収源の確保	5	実施中：4 未実施：1	
	合計	36	達成：2 実施中：33 未実施：1	
【基本方針4】 多様な自然と人々のくらしが 共生する都市	生物多様性の保全	11	達成：1 実施中：10	
	森林・農地・緑地の保全	17	実施中：17	
	河川・湖沼・海岸の保全	8	達成：1 実施中：7	
	水やみどりに親しむ空間の創出	8	実施中：8	
	自然景観の保全と創造	1	実施中：1	
	合計	45	達成：2 実施中：43	
【基本方針5】 環境活動を実践する人を育てる都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	20	実施中：20	
	「体験の機会のある場」の整備と情報提供	2	実施中：1 未実施：1	
	職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	5	実施中：5	
	環境教育の場の整備や充実	4	実施中：3 未実施：1	
	環境情報の積極的な発信	5	達成：3 実施中：2	
	国際的な視点での取り組み	5	実施中：5	
	合計	41	達成：3 実施中：36 未実施：2	
【総合的・横断的な 施策の方向性】	市民協働で実践する持続可能な環境活動	10	実施中：10	
	安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実	11	実施中：11	
	環境イノベーションと地域経済の振興	10	実施中：10	
	合計	31	実施中：31	
	合計	265	達成：9 実施中：248 未実施：6 廃止：2	

## 3.2 これまでの評価

### 3.2.1 5年間の評価

5つの基本方針のこれまでの進捗状況について、基本方針の指標を基に評価を行います。

#### 3.2.1.1 基本方針1 健全な生活環境が保全される都市

大気環境については、6項目の大気汚染物質の常時監視を実施し、2014（平成26）年以降は、光化学オキシダントを除く大気汚染物質は、全ての地点において環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、全国1,200地点の測定局の中でも環境基準を達成するのが数地点となっていて、達成が難しい状況です。

水質については、15の測定地点のうち、佐鳴湖の1地点のみ未達成となっています。佐鳴湖は閉鎖性水域となっていて、窒素・リン等の流入により富栄養化し、達成が難しい状況です。

#### 3.2.1.2 基本方針2 資源を有効に活用する循環型都市

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」に基づき実施した、一般廃棄物の適正処理やごみ減量、リサイクルの取り組みにより、1人1日当たりの一般廃棄物排出量は減少傾向にあります。しかし、排出量の大幅な削減ができておらず、今後一層の取り組みが必要です。

リサイクル率については、びん、缶、プラスチック製容器包装等の資源物の分別収集や、資源物集団回収及びみどりのリサイクル等に取り組む中、民間事業者による資源物回収拠点の増加により市民の選択肢が増えているため、市が算出できるリサイクル率は横ばいとなっています。

#### 3.2.1.3 基本方針3 エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

市域の温室効果ガス排出量については、最新の算出地（2016（平成28）年）の時点で、前年比でわずかに増加していますが、5年間の推移では2024（令和6）年の目標値に向け順調に削減されています。

市の電力自給率についても、再生可能エネルギーの活用や省エネ推進の施策により、順調に増加しています。

#### 3.2.1.4 基本方針4 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

森林認証取得面積については、目標に向け順調に増加していますが、森林認証が進んでいない地域があり、目標達成に向けての課題となっています。

（緑地保全面積については、現在見直しを行っている「緑の基本計画」と整合を取り、見直しを行います。）

### 3.2.1.5 基本方針5 環境活動を実践する人を育てる都市

環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は、2016（平成28）年度までは順調に増加していましたが、2017（平成29）年に大幅に減少、2018（平成30）年は微増となっています。2017（平成29）年の減少の原因は、算出根拠としている市民アンケートの内容が変わったことによるものと想定され、5年間通じては増加していると推測されます。

環境学習指導者養成講座による人材養成人数は、目標に向けて増加しています。

## 3.3 今後の方向性

### 3.3.1 達成状況・評価の総括

5つの基本方針に基づいた施策は、第2次計画策定から5年間の達成状況から、おおむね順調に進められており、今後も継続して施策を進めていきます。

また、環境指標については、ごみの減量・資源化の推進やFSC森林認証取得面積、緑地の保全に関する指標で進捗が遅れており、さらなる市民への普及啓発やFSC森林認証緑地の拡大、「地域制緑地の見直し計画」に基づいた緑地の整備が必要となっています。

なお、バイオマスの活用に関する方針・施策については、「浜松市バイオマス活用推進計画」が廃止され、「浜松市バイオマス産業都市構想」に統合されたことから、本計画からは除くこととしました。

### 3.3.2 今後の方向性

近年、地球温暖化による気候変動の影響や海洋プラスチックによる海洋生態系等への影響など、世界規模で対応すべき課題が明らかになってきています。

しかし、これらの問題は私たちの身の回りの事業活動や一人ひとりの日々の生活を見直すことで、影響を軽減することが可能な課題でもあります。環境配慮型の事業活動・ライフスタイルへと変革（パラダイムシフト）し、持続可能な都市を目指していくことが重要です。

本市としても、これまで展開してきた施策を整理し、市民一人ひとりが持続可能な生活を心がけるとともに、市民・NPO・事業者などの多様な主体と積極的に連携し、本市の豊かな資源を有効活用した持続可能な地域づくりを進めるべく、基本方針の見直しを図ることとします。

## 第4章 改定計画における方針

本章では、第2次計画で定めた方針について、環境分野の社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行った結果を示します。第2次計画では5つの基本方針と基本方針を総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針を掲げていました。改定計画においては、SDGs や国の第5次環境基本計画等の第2次計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、新たに「環境行政の総合方針」を定め、総合方針を達成するための方針として新たな5つの基本方針を示します。

### 4.1 環境行政の総合方針

浜松市総合計画に掲げられている環境分野の基本政策である「環境と共生した持続可能な社会の実現」について、これまでの方針に加え、国の第五次環境基本計画で示されている地域循環共生圏（地域間の環境・社会・経済的なつながりの形成）の考え方や、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえて施策を推進していく必要があると考えられるため、環境行政の総合方針として「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創出」と掲げます。

### 4.2 改定計画における基本方針

SDGs の17のゴールを達成するために環境分野で取り組むべき目標について、目標を達成するために必要な方針として新たな5つの基本方針を示します。

なお、各方針ごとの詳細な施策については「別冊」に掲載します。



#### 4.1.1 健全な生活環境が保全される都市

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる音・かおり・光資源などの保全を通して、健全で快適な生活環境の創造に取り組みます。

##### 【施策の方向性】

##### (1) 大気汚染対策

- ・大気汚染については、事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じるおそれがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知を行います。

##### (2) 水質保全対策

- ・水質汚濁については、公共用水域の常時監視や特定事業場への立入検査などに引き続き取り組み、水質の保全を図ります。
- ・佐鳴湖などの閉鎖性水域については、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策や肥料の適正使用や流出防止といった面源負荷対策などの水質浄化対策のほか、生物の保全・周辺環境の整備を含めた総合的な対策を進めます。
- ・芳川の着色対策については、地域代表者、事業者及び行政の3者協力により、着色排水の削減、脱色技術の検討などの報告、意見交換を行うとともに着色度の監視を行います。

##### (3) 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造

- ・「音・かおり・光条例」の周知啓発などを通じて、市民一人ひとりの感覚公害に対する認知度を高め、市民や事業者による自主的な感覚公害の防止の取り組みを促し、市民が求める快適な生活環境の創造を図ります。



#### 4.1.2 地球にやさしく資源を活用する循環型都市



持続可能な社会を実現するため、市民・事業者・行政が協働してごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減、産業廃棄物の適正処理などに取り組み、海洋プラスチックごみ対策をも視野に入れたごみ問題への対応を推進します。

##### 【施策の方向性】

##### (1) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に 3R の取り組みを促す施策を実施し、ごみの減量と資源化を推進します。
- ・ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働で住みよいまちを構築します。
- ・ごみ処理施設の老朽化が進んでいるため、安定的かつ効率的なごみ処理と資源化が行える体制を整備します。

##### (2) 産業廃棄物対策の推進

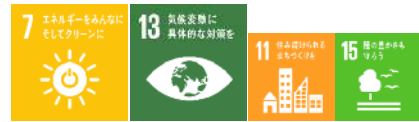
- ・産業廃棄物の多量排出事業者や処理業者に対し、引き続き減量化や再生利用の取り組みを要請するとともに、不法投棄撲滅に向けた監視体制の構築や地域への啓発活動を行います。

##### (3) バイオマスの活用

- ・バイオマスの活用に当たっては、現状で未利用となっている材を活用し、既存の活用形態に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・本市域のエネルギー自給率向上に資するエネルギー利用のための、バイオマスを活用した新たな仕組みを作ります。
- ・本市で発生するバイオマスのうち、賦存量に対して活用が進んでいない「間伐材」と「生ごみ」を重点的に活用します。

##### (4) 海洋プラスチックごみ対策

- ・プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、海洋プラスチック等による環境汚染を防ぐため、海洋生分解性プラスチックの利用、プラスチック製品の排出抑制等を推進します。



### 4.1.3 温暖化に対処しエネルギーの効率化を図る都市

世界共通の課題である地球温暖化に対して、これまでの温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加えて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進していきます。温室効果ガスの排出削減では、省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、再生可能エネルギーの適正な導入・活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指します。

#### 【施策の方向性】

##### 1. エネルギーの賢い利用

###### (1) 再生可能エネルギーなどの導入

- ・安心・安全で安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進します。

###### (2) 省エネルギーの推進

- ・市民、事業者、市が一体となって一層の省エネルギーに取り組む必要があるため、市役所においては、市域の温室効果ガス排出量の約3%を占める大規模事業者として、省エネ改修や施設の適正な運用管理などにより、省エネルギーを推進します。

###### (3) エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化

- ・民生業務部門での延べ床面積、民生家庭部門での世帯数や世帯あたりの家電台数の増加により、CO<sub>2</sub>排出量が増加しているため、環境に配慮した建物などの普及促進を行います。

##### 2. 温暖化対策への取組み及び気候変動への適応

###### (1) 地球温暖化対策の計画的な推進

- ・年々増加傾向にある民生業務・家庭部門の温室効果ガス排出量の削減のため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進の施策を両輪として、ハードとソフトの両面から対策を講じます。
- ・都市機能を集積した複数の拠点形成と、過度に自家用車へ依存しない、公共交通を基本とした拠点ネットワーク型都市構造を構築し、都市の低炭素化を促進します。

###### (2) CO<sub>2</sub>吸収源の確保

- ・林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業等の社会貢献と森林保全の連携、市街地等の道路や住宅、事業所の緑化によってCO<sub>2</sub>吸収源としての森林や緑地を確保します。

###### (3) 気候変動に対する適応

- ・地球温暖化に伴う、気候変動による影響に対する適応策を研究します。

#### 4.1.4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市



国土縮図型と呼ばれている本市の広大な市域に存在する豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘海岸や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、環境にやさしく共存する都市を目指します。

また、本格的な人口減少・超高齢社会では市民の快適な暮らしを支える持続可能な、コンパクトでメリハリの効いたまちづくりを図る必要があるため、「浜松市立地適正化計画」に基づき、市域全体で環境負荷を低減するために、居住・都市機能の集約を推進します。

##### 【施策の方向性】

##### (1) 生物多様性の保全

- ・本市の豊かな生物多様性の保全と、持続可能な利用を推進していくため、「生物多様性はままつ戦略 2018」に基づき、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全をはじめ、希少種の保全や外来生物対策を進めていきます。
- ・市民・NPO・事業者・専門家などの各主体が生物多様性の重要性を認識し、パートナーシップ協定の締結などを通じて連携を深めるとともに、生物多様性に対する関心の高い市民や地域の自然環境を支えていくための人材を育成します。

##### (2) 森林・農地・緑地の保全

- ・「持続可能な森林経営・管理」により、森林の公益的機能の維持増進や生態系の保全を推進します。
- ・生産地と消費地が共存する本市の特性を活かし、中山間地と都市部との市民交流や、次世代を担う子供たちに対する森林環境教育の充実などによって、市民一人ひとりの森林への理解を深めるための施策を推進します。
- ・個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するためにも、多様な生物の生息・生育・移動域となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成していきます。

##### (3) 環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約

- ・行政機関、医療施設、福祉・子育て支援施設、商業施設などが拡散しているため、コンパクトでメリハリの効いたまちづくりを図ります。

##### (4) 環境資源の持続可能な活用による産業の振興

- ・地域材を積極的に活用することで、市内外へPRします。
- ・環境資源と観光事業を連携させた、新たな仕組みづくりを行います。



#### 4.1.5 環境活動を実践する人を育てる都市

地域の様々な環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくとともに、防災や健康福祉、国際協力、まちづくりなどの分野と幅広く連携を取り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指します。

##### 【施策の方向性】

##### (1) 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- ・環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、「体験学習に重点を置く取り組み」から「幅広い実践的人材づくり活用」への発展や、各主体の「協働取り組み」の一層の促進のための施策を実施します。
- ・本市の地域特性・自然特性を活かし、幼児から大人まで発達段階に応じた系統的な浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の、学校教育や地域の学習会での活用を促進します。
- ・人権や消費生活、健康福祉、防災、農林水産、多文化共生、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、持続可能な社会の実現を目指した環境教育を推進します。

##### (2) 「体験の機会の場」の整備と情報提供

- ・学校や地域、市民・NPO・事業者などが、それぞれ環境に配慮した行動や環境活動を個別に取り組むだけでなく、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から活動の主体や場が連携し、取り組みを社会全体に広げていくための施策を実施します。

##### (3) 市民や事業者の行動変革の促進

- ・多くの市民が環境に対して高い関心を持ち、資源・エネルギーを必要以上に消費するライフスタイルから、環境に配慮したライフスタイルへと転換する行動改革を促すため、多様な分野における持続可能な開発のための教育（ESD）や啓発に取り組みます。

##### (4) 高齢世代が参画・活躍する場づくり

- ・超高齢社会が進行する中、元気で意欲的な高齢世代が地域づくりの担い手としていきいきと活躍できる環境づくりを推進します。

### 4.3 改定計画における環境指標

第2次計画で掲げられた5つの基本方針ごとに設定された環境指標について、これまでの進捗状況を踏まえ、見直しを行った結果を示します、

測定項目		目標値	
		2024(令和6)年度	
基本方針①健全な生活環境が保全される都市			
環境水質基準汚濁の達成に係る状況	公共用水域における生活環境の保全に関する、環境基準を達成した測定地点の割合 (達成地点数/測定地点数)	河川(BOD)	
		海域(COD)	
		海域(COD)	
②地球にやさしく資源を利活用する循環型都市			
1人1日当たりの一般廃棄物排出量		850.5g	
③温暖化に対処しエネルギーの効率化を図る都市			
市域の温室効果ガス排出量の削減目標		1,130千t-CO2	
④多様な自然と人々のくらしが共生する都市			
森林認証取得面積		48,000ha	
⑤環境活動を実践する人を育てる都市			
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民意識調査による、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合		66.6%	

## 第5章 計画の推進及び進捗管理

### 5.1 計画の推進の基本的な考え方

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、環境担当部局だけではなく、庁内の各部局との連携を強固にし、各部局において、環境の将来像を念頭に置いた施策の展開を図ることが重要です。

また、計画の推進には、市民や事業者などの積極的な参加が不可欠であるため、各主体と環境の将来像を共有し、本市が実施する施策への連携を進めるなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組みの進展を図っていくことが必要です。

### 5.2 主体別行動指針

#### 5.2.1 市の行動指針

- ・環境の保全及び創造に関する情報を収集・整備し、積極的に市民や事業者に周知・提供することで、本市が実施する施策への参加・協力を呼びかけます。
- ・市役所として、市民や事業者の模範となるように、法規制を遵守し、環境への負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ・環境行政の取り組みについて、積極的に国内外に情報発信を行うことで、市民・NPO・事業者に対して環境配慮への取り組みのきっかけづくりをするとともに、各主体の連携を活性化させ環境活動を実践する行動へと導きます。

#### 5.2.2 市民の行動指針

- ・本市全体の環境保全及び創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのかについて、常に主体性を持って学習し、具体的な行動を起こします。
- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加・協力します。

#### 5.2.3 事業者の行動指針

- ・事業活動において、法規制を遵守し、公害防止、廃棄物の適正処理、省資源、グリーン購入、自然環境の保全、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを推進し、環境負荷軽減に取り組みます。

- ・環境配慮経営を行うことによって、持続可能な消費と生産を促進し、企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献します。
- ・本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

### 5.3 計画の進捗管理の基本的な考え方

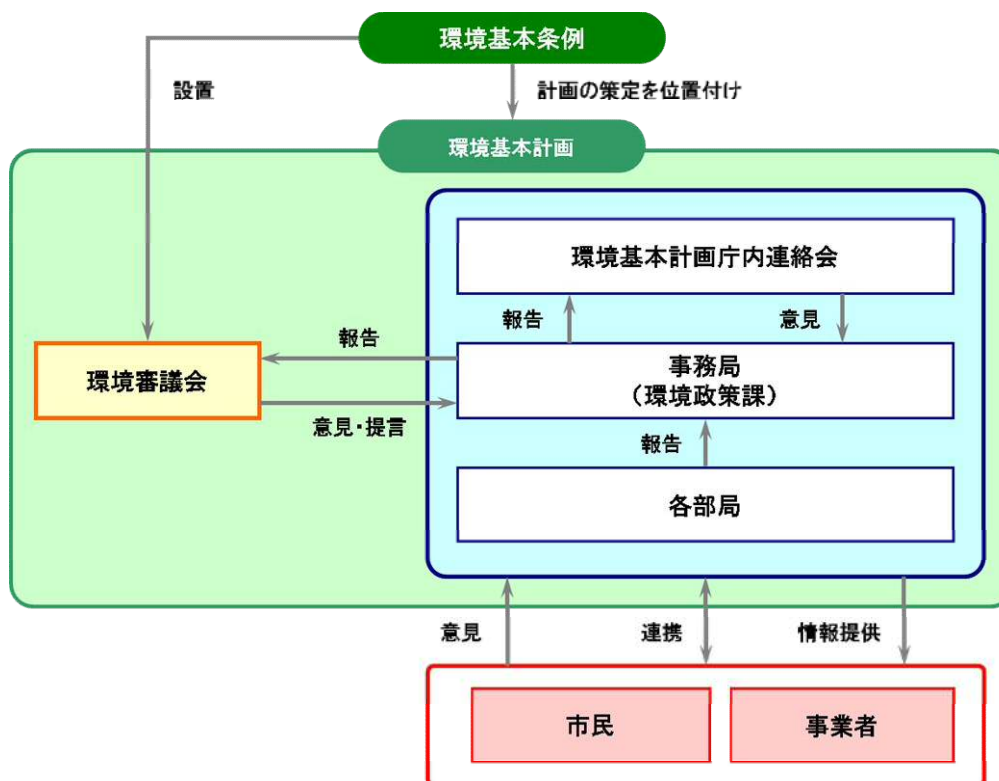
本計画の進捗状況は、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進に当たっての意見や提言をいただきます。

また、市ホームページに進捗状況を公表し、市民への周知を行います。

### 5.4 計画の推進及び進捗管理の体制

本計画の推進体制においては、Plan（計画）：市、Do（実施）：市・市民・事業者、Check（点検・評価）：環境審議会・環境基本計画庁内連絡会、Action（見直し）：市による、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

図表 5.4-1 環境基本計画の推進体制







環境指標について

●第2次計画 環境指標

測定項目		目標値		達成状況	
		2024(令和6)年度	2013(平成25)年度	2018(平成30)年度	
基本方針①健全な生活環境が保全される都市					
環境大気基準汚染の染に成係状の況	市内の一般大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準値を達成した測定局の割合(達成地点数/測定地点数)	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	/	100%(6/6)	100%(4/4)
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	/	100%(10/10)	100%(10/10)
		一酸化炭素(CO)	/	100%(3/3)	100%(3/3)
		浮遊粒子状物質	/	100%(10/10)	100%(9/9)
		光化学オキシダント	/	0%(0/10)	0%(0/9)
		微小粒子状物質(PM2.5)	/	0%(0/4)	100%(9/9)
環境水基準汚染の濁に成係状の況	公共用水域における生活環境の保全に関する、環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数/測定地点数)	河川(BOD)	/	100%(7/7)	100%(7/7)
		湖沼(COD)	/	0%(0/2)	50%(1/2)
		海域(COD)	/	100%(6/6)	100%(6/6)
②地球にやさしく資源を活用する循環型都市					
1人1日当たりの一般廃棄物排出量		850.5g	897.7g	878.6g	
リサイクル率 ※(資源物量+再資源化量)/総排出量		30.1%	21.5%	19.1%	
③温暖化に対処しエネルギーの効率化を図る都市					
市域の温室効果ガス排出量の削減目標		1,130千t-CO2	基準年排出量 5,795千t-CO2	867千t-CO2	
電力自給率 ※市内に立地する再生可能エネルギー等の発電量/市内の総電力使用		17.6%	6.6%	14.9%	
④多様な自然と人々のくらしが共生する都市					
森林認証取得面積		48,000ha	42,174ha	45,270ha	
緑地保全面積		3,930.90ha	1,373.62ha	1,373.72ha	
⑤環境活動を実践する人を育てる都市					
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民意識調査による、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合		66.6%	55.1%	47.0%	
環境学習指導者養成講座修了者 ※累計人数		100人	16人	56人	



●改定計画 環境指標(案)

測定項目		目標値	
		2024(令和6)年度	
基本方針①健全な生活環境が保全される都市			
環境水基準汚染の濁に成係状の況	公共用水域における生活環境の保全に関する、環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数/測定地点数)	河川(BOD)	/
		海域(COD)	/
		海域(COD)	/
②地球にやさしく資源を活用する循環型都市			
1人1日当たりの一般廃棄物排出量		850.5g	
③温暖化に対処しエネルギーの効率化を図る都市			
市域の温室効果ガス排出量の削減目標		1,130千t-CO2	
④多様な自然と人々のくらしが共生する都市			
森林認証取得面積		48,000ha	
⑤環境活動を実践する人を育てる都市			
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民意識調査による、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合		66.6%	



## 第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
1 健全な生活環境が保全される都市	1 大気汚染対策	1 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策	ア 大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行います。	立入計画に基づく立入検査を年間80件程度実施し、大気汚染の負荷低減の指導を実施した。	規制対象事業所へ立入検査を継続して実施する。	実施中	3、11	環境保全課
		2 自動車排出ガス対策	ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	天竜区、北区、浜北区の合計12地域で市が委託する地域バスを運行している。運行概要については、地域住民の参加する地域交通検討会で検討しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	実施中	11	交通政策課
			イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	実施中	11	交通政策課
			ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。	国道257号、国道152号において、自転車走行空間の整備を実施。自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	実施中	11	道路企画課
			エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	主要地方道浜松環状線赤松坂交差点で右折帯の延長を実施。渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	実施中	11	道路企画課
			オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターの設立(H30.4)	次世代自動車センターへの支援	達成	8	産業振興課
	カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理 利用実績(6台合計) 平成27年度:1,868回 平成28年度:3,423回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回  次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅3か所 計6日間 試乗者:計155人  次世代自動車トークショーの開催(H29) 参加者:40人	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する  次世代自動車の普及啓発は、クールチョイス普及啓発の中で継続的に実施していく	実施中	13	環境政策課		
	3 大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供	ア 大気汚染物質や微小粒子状物質による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。	一般環境測定局9局及び自動車排出ガス測定局3局において市内の大気汚染の常時監視を実施した。また、観測結果の速報値をホームページへ公表すると共に年間値のまとめをホームページ、冊子(浜松市の環境の現状と対策)、報道発表などで公表し、市民への周知を図った。	大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表する。	実施中	3、11	環境保全課	
			イ 大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発令された時には、速やかに市民・事業所などに周知します。	静岡県と連携し、大気汚染物質の監視強化期間を設け、休日等の時間外でも迅速な対応の体制を整えた。また、マニュアルを作成し、注意報等の発令に備え、HP及び防災無線、防災ホットメール等にて市民・事業者などへ周知する体制を整えた。	大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発令された時には、速やかに市民・事業所などに周知する。	実施中	3、11	環境保全課
		4 アスベストの大気環境への排出防止	ア 解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大防法に基づく適正処理を周知・指導します。	特定粉じん排出等作業を伴う工事現場へ年間40件程度立入検査を実施し、適正処理を指導した。また、建設リサイクル法に基づく合同パトロールに同行し、年間60件程度の工事現場へ、アスベストの適正処理を周知・指導した。	特定粉じん排出等作業を伴う工事現場へ継続して立入検査を実施する。また、建設リサイクル法の合同パトロールを継続して実施し、大防法に基づく適正処理を周知・指導する。	実施中	3、11	環境保全課
	2 水質保全対策	1 川や湖を守る条例の運用	ア 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	環境共生区域での河川パトロールなどを実施し、流域の自然環境を保全しました。	浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	実施中	6、14	環境政策課
			イ 浜名湖内湾の中で、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。	浜名湖内7箇所において定期的に水質調査を実施した。猪鼻湖においては、水質に関する啓発リーフレットを配布し、さらに、汚濁の原因となる窒素成分の発生源を特定する調査を実施した。	浜名湖内の水質調査を継続して実施する。施肥協議会を活用し、浄化対策の検討、推進を継続して実施する。	実施中	14	環境保全課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
		ウ 湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。	立入計画に基づき、湖沼保全区域内の特定事業場への年間40件程度の立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課
		エ 湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用法の普及に取り組みます。	施肥協議会において、事業者から肥料販売量、使用量、土壌検査結果などを収集し、使用実態を把握した。また、畑地における環境負荷の少ない農法である、草生栽培の普及に取り組んだ。	肥料の使用実態の把握及び畑地への草生栽培の普及を継続して実施する。	実施中	14	環境保全課
	2 生活用水の安定供給	ア 生活用水については、水源の水質悪化リスクに対する、浄水の高度処理方法を検討します。	活性炭注入に係る実証試験を開始した。	活性炭注入に係る規模を確定させ設置を目指す。また、紫外線殺菌に係る検討に着手する。	実施中	6	浄水課
		イ 市民・事業者に対して、健全な水循環の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発に努めます。	具体的な施策については、実施していないことから、検証・評価ができない。	廃止。現時点において、水循環基本法に基づく流域水循環計画の策定予定はない。また、節水意識の高揚は料金収入の確保と相反する側面もあり、上下水道部として積極的な普及啓発は行っていないため。	廃止	-	-
	3 生活排水による水環境への負荷低減	ア 公共下水道整備区域において接続率の向上を図るとともに、整備予定区域については効果的な整備を進めます。	水環境改善のため、汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。 現在 H30(末)→80.9% 目標 R 6(末)→82%	今後も、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。	実施中	6	下水道工事課
		イ 公共下水道の接続率の向上を図ります。また、公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.0%(H30末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→23,068基(H30末)	引き続き戸別訪問を実施予定。	実施中	6	お客さまサービス課
	4 し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立	ア し尿処理施設の適切な運轉管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。	し尿処理体制の効率化が図られ、適正に維持管理された。	性能水準を確保するために、年次計画に基づく維持管理を行う。	実施中	6、11、12、14	廃棄物処理課
		イ し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統廃合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。	施設の統廃合が完了し、長寿命化計画に基づき西部衛生工場の改修工事を行った。H30末長寿命化進捗率は65.9%。	長寿命化計画に基づき、改修工事と予防保全を行う。	実施中	6、11、12、14	廃棄物処理課
		ウ 予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。	処理体制の効率化が図られ、長寿命化工事を実施することにより、強靱なし尿処理体制の構築を行っている。	処理施設や収集運搬の強靱化を図り、大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築する。	実施中	6、11、12、14	廃棄物処理課
	5 工場・事業場における排水対策	ア 工場・事業場における排出基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排水対策の強化への協力を求めています。	立入計画に基づく立入検査を年間130件以上実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課
		イ 排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課
		ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。	芳川において定期的に着色度測定を実施するとともに、色汚染対策協議会において、数々の脱色方法の検討を実施した。	事業者、自治会、浜松市で覚書を締結し、着色対策に関する検討を継続して実施する。	実施中	6	環境保全課
	6 市民や各種団体との連携による活動の推進	ア 環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。	環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動を行い、河川等の水質改善対策事業を推進しました。	環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動を行い、河川等の水質改善対策事業を推進します。	実施中	14、17	環境政策課
		イ NPO・自治会・事業者などと幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。	佐鳴湖地域協議会によるイベントである佐鳴湖交流会、未来へつなぐネットを毎年開催し、市民の水環境への関心を高め、意見交換を実施した。	佐鳴湖地域協議会によるイベントを継続して開催する。	実施中	6、14	環境保全課
ウ 広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表などを通じて、水環境改善のための施策について市民の理解と協力を得られるよう取り組みます。		水質調査結果を冊子(浜松市の環境の現状と対策)、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。	冊子、ホームページ、報道などによる水質調査結果の公表を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課	
7 水質汚濁状況の的確な監視	ア 河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。	毎年度、水質測定計画の見直しを行い、適正な水質調査を実施するとともに、調査結果を公表した。	水質測定計画の見直し及び調査結果の公表を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
3 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	1 感覚公害に対する指導、啓発活動	ア 静岡県生活環境の保全等に関する条例、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない騒音に対して、市民の相談に対応した。また、庁内モニター放送、椅子広告掲示、また商業施設等でマスクやうちわなどの関連グッズ配布を行い条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない騒音について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	実施中	3、11	環境保全課	
		イ 悪臭防止法や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない悪臭に対して、市民の相談に対応した。また、庁内モニター放送、椅子広告掲示、また商業施設等でマスクやうちわなどの関連グッズ配布を行い条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない悪臭について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	実施中	3、11	環境保全課	
		ウ 音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者等に協力を求めます。	光害に関する苦情に対応し、適切な照明の配置や減灯について指導を行った。	あらゆる光害の情報収集を継続し、適切な照明の配置や減灯について指導を行う。	実施中	3、11	環境保全課	
	2 浜松市音・かおり・光資源の保全	ア 音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。	音・かおり・光資源対象箇所への啓発案内看板の設置事業を完了させた。	期間の経過とともに消滅した百選資源に替わる、新たな資源を選定するなどの見直しを行う。	実施中	3、11	環境保全課	
	4 騒音・振動・悪臭対策	1 自動車騒音・振動対策の推進	ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	天竜区、北区、浜北区の合計12地域で市が委託する地域バスを運行している。運行概要については、地域住民の参加する地域交通検討会で検討しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	実施中	11	交通政策課
			イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	実施中	11	交通政策課
ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。			国道257号、国道152号において、自転車走行空間の整備を実施。自転車利用を促進し、振動・騒音の低減に寄与した。	自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	実施中	11	道路企画課	
エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。			主要地方道浜松環状線赤松坂交差点で右折帯の延長を実施。渋滞の抑制により、振動・騒音の低減に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	実施中	11	道路企画課	
オ 良好な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。			舗装維持管理ガイドラインの改定(平成30年度)、街路樹再整備方針の策定(令和元年度)	良好な住環境を保全するため、計画的な舗装修繕により、自動車による振動の緩和対策を進めます。	実施中	9	道路保全課	
2 工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進		ア 工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法、振動規制法や生活環境保全条例に基づく規制・指導を行います。	立入計画に基づき騒音の特定事業所へ年間80件程度、振動の特定事業所へ年間50件程度、立入検査を実施し、騒音・振動の測定結果を基に規制の遵守を指導した。また、市民からの相談を受け、騒音・振動の抑制を指導した。	規制対象事業所へ立入検査を継続して実施する。	実施中	3、11	環境保全課	
		イ 低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。	特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型施設や防音対策の手法を指導した。	引き続き特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導する。	実施中	3、11	環境保全課	
3 航空機騒音対策の推進		ア 浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。	県基地関係連絡協議会を通じて、浜松市を管轄している南関東防衛局長に、航空機の騒音対策等の要望書を直接渡すなどの要望活動を実施している。	航空機の騒音対策を推進していただくため、要望活動を継続して実施していく。	実施中	11	市民生活課	
4 悪臭対策の推進		ア 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。	立入計画に基づき悪臭の特定事業所へ年間10件程度立入検査を実施し、悪臭の低減を指導した。	規制対象事業所へ継続して立入検査を実施する。	実施中	3、11	環境保全課	
		イ 悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。	市民・農業従事者・事業者などに対し、広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで悪臭の発生抑制を周知し、悪臭防止を啓発した。	広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで、継続して悪臭防止を啓発する。	実施中	3、11	環境保全課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
		ウ 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。	・定期牛検査(牛ヨーネ病検査) 9件検査(全頭陰性、現場確認、改善指導なし) ・肉牛飼養衛生管理巡回 29件巡回(現場確認、改善指導なし) ・鳥インフルエンザ検査及びニューカッスル病等検査 21件検査(全羽陰性及び健康、現場確認、改善指導なし) ・蜜蜂腐蝕病検査 837群検査(全て陰性、現場確認、改善指導なし) (検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	継続	実施中	6	農業振興課
		エ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。	悪臭防止対策事業に対する補助金の交付(家畜排せつ物処理施設、機械整備等)H30 4件 1,188千円 (検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	継続	実施中	6	農業振興課
	5 騒音・振動の的確な監視	ア 自動車騒音、環境騒音(一般地域)、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施し、測定結果をホームページ、冊子(浜松市の環境の現状と対策)、報道発表などで市民へ公表した。	自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を継続して実施し、測定結果を公表する。	実施中	3、11	環境保全課
5 土壌・地下水汚染の防止	1 工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止	ア 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。	有害物質を取り扱うすべての工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課
		イ 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。事業場の廃止などによる利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染対策法に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者へ指導します。	土壌汚染対策法第3条調査の義務発生時には、確実に土壌調査を実施させることにより、汚染の状況把握に努めた。	調査義務発生時には、確実に土壌調査を実施させる。	実施中	3、6	環境保全課
		ウ 土壌・地下水の汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者へ指示します。	土壌汚染対策法により要措置区域に指定された土地について、法に基づく適切な指示を実施した。	法に基づく適切な指示を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課
	2 環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	ア 堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。	年間5回の認定会議 エコファーマー数 平成30年度は304人 (検証・評価)環境保全の推進に有効な取り組みである。	継続	実施中	15	農業振興課
		イ 海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。	農業用水の確保や維持管理を図るべく、県・市主体の土地改良事業で対応している。	海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図る。	実施中	9	農地整備課
	3 地下水の水質調査と浄化対策の徹底	ア 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的実施します。	毎年度、市内12箇所の井戸の水質調査を実施し、地下水の汚染状況を把握した。	市内の井戸の水質調査を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課
		イ 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。	汚染井戸が発見された際には、関係課による土壌・地下水汚染対策連絡会を設置し、汚染範囲、原因、対策などについて協議して対応した。	土壌・地下水汚染対策連絡会による対応を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課
		ウ 汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。	市内7箇所の汚染地域において地下水の監視を実施し、地下水の汚染状況を把握した。	汚染地域の井戸の水質調査を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課
	4 地下水のかん養	ア 静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。	条例に基づく届出や、事業所からの取水量報告により取水状況を把握して、地下水障害の防止、地下水の涵養に努めた。	引き続き条例に基づく届出や事業所からの報告により取水状況を把握し、障害を防止しつつ地下水の適切な利用を促す。	実施中	3、6	環境保全課
		イ 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。	市内14箇所17井の観測井戸において地下水位調査、また、市内56箇所の観測井戸で塩水化調査を継続して行い、地下水の監視に努めており、地下水障害の抑制に役立った。	三ヶ日地域の管理要綱を制定し、浜松市の直轄で地下水位及び塩水化調査を行う。	実施中	3、6	環境保全課
		ウ 地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。	西遠地域地下水利用対策協議会の事務局として運営に関わり、事業者による自主規制の取り組みを支援した。	事務局業務を通じて、規制の遵守に関する事業所指導を行っていく。	実施中	3、6	環境保全課
		エ 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取り組みを進めます。	佐鳴湖周辺域について湧水の湧出量調査の委託を行って情報収集した。また、市内の主要湧水の状況調査を行い湧出状況を把握した。	佐鳴湖周辺については、湧水量調査を行い、情報収集する。市内湧水箇所の現況は状況調査を実施する。	実施中	3、6	環境保全課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課		
6 有害化学物質などの対策の推進	5 工場・事業場に対する指導	ア 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。	有害物質を取り扱うすべての工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課		
		イ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく調査を命令します。	土壌汚染対策法により要措置区域に指定された土地について、法に基づく適切な指示を実施した。	法に基づく適切な指示を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課		
	1 工場・事業場の監視と指導	ア 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可及び立入の際、排出基準に沿うよう指導を行った。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。	実施中	11	環境保全課 産業廃棄物対策課		
		2 PCB、アスベスト廃棄物の適正処理	ア PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。	該当廃棄物保有者に関しては立入調査を行い適正保管および早期処理を行うよう指導した。	PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
			イ 市内での飛散性アスベストの埋立処分については、圧縮固化などのより安全性が高いものとなるよう事業者へ呼びかけます。	市内での飛散性アスベストの埋立処分については、圧縮固化などのより安全性が高いものとなるよう事業者へ呼びかけた。	廃止。市内において、圧縮固化を採用する事業所がなくなったため。	廃止	-	-	
		3 農薬類の適正な使用	ア 農地などでの農薬類の適正使用の指導による使用量の低減や耕作土の流出を抑制するため流出防止対策を促します。	魚へい死の原因として農薬が疑われた際には、関係地域に農薬の適正使用の回覧を行った。農地からの土壌流出を抑制する草生栽培の普及に取り組んだ。	農薬の適正使用の周知及び草生栽培の普及を継続して実施する。	実施中	14	環境保全課	
		4 野焼きの防止	ア 違法な野焼きを防止するための監視・指導を行います。	市民・農業従事者・事業者などに対し、広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで野焼き原則禁止を周知した。また、年間100件以上の実施現場を確認し指導した。	広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで、継続して野焼き原則禁止を周知し、実施現場の確認、指導を行う。	実施中	3、11	環境保全課	
		5 ダイオキシン類に関する監視	ア 河川水、河川の底質、土壌、大気などを対象としたダイオキシン類の測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	毎年度、河川3～4箇所、地下水2箇所、土壌7～8箇所、大気3箇所のダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を冊子、ホームページ、報道などにより公表した。	市内のダイオキシン類の測定及び公表を継続して実施する。	実施中	3、6	環境保全課	
		6 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善	ア 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告の徹底を指導します。	年間約250事業所の届出を受け、未報告の対象事業者に対し、報告の徹底を指導した。また、土地利用事業や浜松市未然防止指導要領に基づく指導において、法律の周知を行い、報告の徹底を図った。	対象事業者の届出状況を把握し、未報告事業者へは引き続き報告の徹底を指導する。	実施中	3、11	環境保全課	
			イ 地域別、事業者別などにおける科学物質の種類や排出量、移動量などの情報を市民に提供し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。	ホームページにより、特定化学物質などの排出量、移動量などを市民、事業者などへ公表した。	引き続き、特定化学物質の排出量、移動量などを市民などへ公表し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進する。	実施中	3、11	環境保全課	
	7 有害大気汚染物質の監視	ア 大気中のベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定・監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。	毎年度、有害大気汚染物質の測定・監視を行い、環境基準値または指針値を下回っていることを確認した。	有害大気汚染物質の測定・監視を継続して実施する。	実施中	3、11	環境保全課		
	8 市民マナー条例の運用	ア 歩きタバコやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。	「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、市民や事業者のマナー意識向上を図りました。	「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、市民や事業者のマナー意識向上を図ります。	実施中	11	環境政策課		
	2 資源を有効に活用する循環型都市	1 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ごみの減量と資源化の推進	ア 生ごみの水切りに関する情報発信を行います。	【事業内容】 生ごみの水切りひとしぼりを推進するため水切りプレスを作成し説明会・区役所等で配布。  【検証・評価】 H27年度から水切りプレスを168,775個を配布し、広く市民に対し生ごみの水切りひとしぼりの啓発を実施した。H30年度アンケートでは、950人が回答しそのうちの45%(424人)が今後も水切りプレスを使用すると回答した。	【今後の方針】 水切りプレスを希望者や学校などにターゲットを絞り配布していく。	実施中	12	ごみ減量推進課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
		イ 堆肥化容器の配布や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量を推進します。	<p>【事業内容】 ごみ減量と3Rの啓発・実践活動の一つとして、家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の無料配付及び生ごみ処理機購入する世帯に補助金を交付。</p> <p>【検証・評価】(平成30年度実績) (生ごみ堆肥化容器)502世帯、1,004個を配付 (生ごみ処理機)80世帯に補助金を交付 両事業について、予定していた世帯数に配付及び交付した。</p>	<p>【今後の方針】 今後も継続して生ごみ堆肥化容器の無料配付や生ごみ処理機購入補助を実施する。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		ウ 雑がみ回収促進のための資源物回収保管庫貸与事業を実施します。	<p>【事業内容】 資源物集団回収活動を促進するため、自治会に対し資源物回収保管庫の無償貸与を行う。</p> <p>【検証・評価】 144自治会に計172台の保管庫を設置した。</p>	<p>【今後の方針】 事業開始から5年が経過し、一定数の自治会に貸与を完了したことから事業終了する。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		エ 資源物の回収拠点のあり方について、総合的な検討を行い、再構築を図ります。	<p>【事業内容】 区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行う。</p> <p>【検証・評価】 古紙古着の回収量は年々増加しており、リサイクルが定着してきている。</p>	<p>【今後の方針】 引き続き回収拠点を設け、リサイクルの促進を図る。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		オ 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。	<p>【事業内容】 行政施設にて市民の家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行う。</p> <p>【検証・評価】 オリンピックメダルプロジェクト効果もあり、小型家電のリサイクルが浸透してきた。</p>	<p>【今後の方針】 廃プラ輸入規制等の影響により、小型家電の市場価格が下落し、逆有償となっている。効率よくリサイクルできる方法を模索し、引き続きリサイクルの促進を図る。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		カ 燃えるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し、協議します。	<p>【事業内容】 他都市の状況等を調査した。</p> <p>【検証・評価】 本市より家庭系ごみが少ない2市の取組を調べた。</p>	<p>【今後の方針】 先進的な取組を実施している自治体を調査・研究し、ワーキング・グループ会議等で検討する。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		キ 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例に基づいて指導を行います。	<p>【事業内容】 減量等計画書に基づき立入検査を実施する。</p> <p>【検証・評価】 減量等計画書に基づき立入検査を実施し、減量及び資源化並びに適正処理等を指導を実施した。</p>	<p>【今後の方針】 引き続き、減量等計画書に基づき立入検査を実施する。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
		ク 清掃工場における資源物や産廃・搬入不適物処理困難物の混入防止のために監視・指導を行います。(監視…廃棄物処理課、指導…ごみ減量推進課)	<p>【事業内容】 監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。</p> <p>【検証・評価】(平成30年度実績) 6月に南部清掃工場及び4～7月、9月、3月に西部清掃工場でごみ搬入物の展開検査を実施し不適正事案については、排出者や許可業者への周知・指導等を行った。</p>	<p>【今後の方針】 監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を引き続き行う。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。 再生利用可能な古紙類の清掃工場における搬入規制を行う。</p>	実施中	12	ごみ減量推進課
			<p>監視…毎月2回、職員による搬入物調査を実施している。 (指導はごみ減量推進課)</p>	<p>今後も継続して搬入物調査を実施し、監視を行っていく。</p>	実施中	6	廃棄物処理課



第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
	2 意識啓発と環境教育の推進	ア ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。	【事業内容】 他都市の状況等を調査した。 【検証・評価】 政令指定都市の比較を行った。	【今後の方針】 先進的な取り組みを実施している自治体を調査・研究し、ワーキング・グループ会議等で検討する。	実施中	12	ごみ減量推進課
			家庭系一般廃棄物収集運搬業務契約更新の際に検証を行っている。	家庭系一般廃棄物収集運搬業務契約の更新時には検証し、必要に応じてルールの見直しを行って行く。	実施中	12	廃棄物処理課
		イ 3Rなどに関する出前講座や説明会を実施します。	【事業内容】 浜松市のごみ処理の現状や経費、ごみを減らす理由等を説明した上で水切りプレス等を配布し、ごみ減量の意識を高めるもの。 【検証・評価】(平成30年度実績) 出前講座及び説明会を50回開催し、1,820名が参加した。	【今後の方針】 ごみ減量天下取り大作戦の実施に伴い、ごみ減量天下取りセミナーと名称を一新し、「生ごみ」、「雑がみ」、「食品ロス」の減量に焦点を当てた説明を行い、ごみ減量への協力を呼びかける。	実施中	4、12	ごみ減量推進課
		ウ 小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。	【事業内容】 市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。 【検証・評価】 学校を通して社会科授業内で使用され、環境教育の資料として活用されている。	【今後の方針】 環境教育促進のため、引き続き小学4年生へ配布を行う。また、学校との連携事業の中で、副読本の内容を精査し、より教育に沿ったものにしていく。	実施中	4、12	ごみ減量推進課
		エ ごみ減量を行動にうつすための動機付けになる情報の発信を推進します。	【事業内容】 GG通信(ごみ減量通信)を毎月、作成し市のごみ減量の現状などについてホームページや庁内の掲示板を活用し広く周知する。また、フェイスブックや庁内モニターについても積極的に活用していく。 【検証・評価】 市の広報媒体を活用し情報の発信ができています。	【今後の方針】 今後も定期的に市のごみ減量の情報について発信を推進していく。	実施中	12	ごみ減量推進課
		オ 資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。	告発件数 2件 平成27年7月2日 10万円の罰金 平成30年6月12日 不起訴	市職員によるパトロールの継続をして行く。	実施中	12	廃棄物処理課
	3 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備	ア 新清掃工場及び新破砕処理センターの建設に着手します。	新清掃工場及び新破砕処理センターの建設に着手した。 設計・建設:平成30年2月27日 ～平成36年(2024年)3月31日	平成36年(2024年)4月からの運営を目指している。	達成	6、7、11	廃棄物処理課
		イ 西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。	契約終了後5年間延長する。	延長後の契約内容を検討する。	実施中	7、12	廃棄物処理課
		ウ 旧ごみ施設を計画的に解体します。	北部清掃工場、旧龍山町生ごみ焼却場、三ヶ日ごみ処理センター、舞阪クリーンセンター、はるのやまびこドームの解体を実施した。	解体計画に基づいて実施していく。	実施中	11	廃棄物処理課
		エ 新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。	家庭系一般廃棄物収集運搬契約の中で搬入先として積算を行った。	家庭系一般廃棄物収集運搬契約更新時には検討し、必要に応じて反映させていく。	実施中	12	廃棄物処理課
		オ 個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。	健康福祉部福祉総務課連携し、「福祉的な観点からのごみ出し支援について」としてルールづくりを行った。	関係各所と連携し必要に応じて検討していく。	実施中	11	廃棄物処理課
	4 市の率先行動	ア 環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。	毎年度グリーン購入調達実績調査を集計し、その実績値を基に翌年度の浜松市グリーン調達方針を策定している。	【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)】により、環境に配慮した物品調達が推進されているため、今後も継続する。	実施中	9、11、12	環境政策課
イ 私物ごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。		【事業内容】 市が作成する封筒や通知に「雑がみとしてリサイクルすることができます」と印字する。 【検証・評価】 雑がみ分別リサイクルについて周知している。	【今後の方針】 今後も引き続き雑がみの分別リサイクルについて周知していく。	実施中	12	ごみ減量推進課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
		ウ 課内で不要となった備品、物品の情報を全庁で共有し、他部署での再使用を実施します。	【事業内容】 「物品いきいき掲示板」を活用する。 【検証・評価】 不要品の再使用を促進していると考える。	【今後の方針】 引き続き物品いきいき掲示板を活用する。	実施中	12	ごみ減量推進課	
2 産業廃棄物対策の推進	1 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	ア 多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。	多量排出事業者に対し、「産業廃棄物処理計画」を作成させ、その内容について指導を行い、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進した。	多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。	実施中	12	産業廃棄物対策課	
		イ 市が発注する工事などにおいては、産業廃棄物の発生抑制に努めます。	市発注工事の特記仕様書に「現場発生材の再利用及び分別収集等に努める。」旨を記載。	廃止。工事発注課でなければ該当工事の指導・管理ができないため。	実施中	-	-	
	2 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	ア 排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。	定期的に立ち入り調査を行い産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導した。	排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
		イ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。	立入時等にマニフェストを確認することで処理指導等に活用した。	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
		ウ 排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。	定期的な立ち入りを行い、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行った。	排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
		エ 不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。	重点監視区域を定め、パトロールを行った。	不法投棄多発地点での対策に加え、自治会の環境美化推進員等地域住民の協力を求め、地域に密着した視点で不法投棄を「防止する」対策を検討します。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
	3 排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化	ア 市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。	県下一斉不法投棄防止パトロールや不法投棄防止キャンペーンを行った。	市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
		イ 産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。	産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、出前講座や産業廃棄物処理説明会を実施した。	産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。	実施中	17	産業廃棄物対策課	
		ウ 都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。	静岡県・静岡市と定期的に会議を行い、意見交換を行った。	都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。	実施中	11	産業廃棄物対策課	
	4 排出事業者における処理責任の徹底	ア 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号)に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図った。	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号)に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。	実施中	12	産業廃棄物対策課	
		5 産業廃棄物処理施設の設置	産業廃棄物の処理施設は、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。	産業廃棄物の処理施設に対して、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう指導した。	産業廃棄物の処理施設は、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。	実施中	11	産業廃棄物対策課
	3 バイオマスの活用	1 バイオマスの確保	ア 未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援を検討します。	森林組合等が行う森林整備を支援。 ○年間間伐実施面積(ha)／2,696ha(H29)	林業・木材産業の成長産業化を目的に間伐、搬出等の助成を継続。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			イ 剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。	【事業内容】 区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行う。 【検証・評価】 市民に資源物の分別を呼びかけるとともに、行政施設にて回収を行うことで、市民が資源物等を排出しやすい環境づくりができています。	【今後の方針】 引き続き、資源物の回収拠点での回収を実施し、市民へのリサイクルの呼び掛けを行う。また、必要に応じて回収体制などを見直していく。	実施中	11、12	ごみ減量推進課
		ウ もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。	【事業内容】 他自治体の取組の情報収集を行う。 【検証・評価】 他自治体、とりわけ政令指定都市の動向を注視した。	【今後の方針】 先進的な取組を実施している自治体を調査・研究し、情報収集を行う。	実施中	12	ごみ減量推進課	
				51連合自治会別に「もえるごみ」の量を年2回計量した。エリア指標の算出根拠とした。	51連合自治会別に年複数回「もえるごみ」の量を計量しエリア指標の根拠として行く。	実施中	11	廃棄物処理課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課		
	2 バイオマスのマテリアル利用	ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)などにに基づき、産業廃棄物(木くず・動植物性残さ・家畜ふん尿など)のリサイクルの徹底を啓発します。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関するパトロールの際木くずのリサイクルの啓発を行った。	廃止。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関するパトロールは、本来、再生砕石へのアスベスト混入防止の観点から取り組んでいるため。	廃止		産業廃棄物対策課		
		イ 市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマス回収率の向上を図ります。	【事業内容】 事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する。  【検証・評価】 庁内関係各課と調整しながら、バイオマス事業者と調整を図る。	【今後の方針】 庁内関係各課と調整しながら、バイオマス事業者と調整を図る。	実施中	9、7、12、13	ごみ減量推進課		
		ウ 家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。	「はままつ畜産堆肥マップ」を関係者団体に配布(検証・評価)堆肥の利用の促進および耕畜連携することで市内の循環型農業の促進につながる。	廃止。当課において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出抑制指導は、産業廃棄物全てを対象としており、バイオマス利用に特化した周知は行わないため。	廃止	-	産業廃棄物対策課		
		3 バイオマスのエネルギー利用	ア 木質ペレット製造の効率改善を図るとともに、継続的な需要先を確保します。	平成31年3月末で製造中止(龍山森林組合との協定期間終了)。	今後、事業実施希望者の発掘等を進める。希望者が現れた場合は再開するが、現れない場合は製造施設を廃止予定。	中断	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
			イ 廃食用油から製造したBDFをごみ収集車などの燃料として活用するとともに、ボイラー燃料への使用を検討します。	廃食用油を燃料とごみ収集車を検討したが、改造費が高額になるため断念した。	技術面の改善により、コスト削減が図られた場合、検討していく。	中断	7	廃棄物処理課	
			ウ 木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電供給事業を推進します。	市内における木質バイオマスの資源量調査及び報告会を実施した。浜松市スマートシティ推進協議会の、天竜区プロジェクトとして、佐久間におけるダム流木や地元材を活用したバイオマス事業が検討されている。	継続。資源量調査結果を基に、まずは小規模分散型のバイオマス利用設備の導入を図るため、今年度新たに創設した木質バイオマス設備導入支援事業費補助金等を通して、引き続き支援を続ける。	実施中	7、13	エネルギー政策課	
	エ 事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。		事業者にて各種手続きや調整に想定以上の時間が掛かっており、当初の整備スケジュールから遅れている。	継続。今後、廃掃法や都市計画法など関係法令に基づく手続きや地元説明、事業用地の取得、消化液・排熱等の利活用方法の具体的検討、プラントの実施設設計等を進め、早期の実現を目指す。	実施中	7、13	エネルギー政策課		
	オ 下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。		浜松市バイオマス産業都市構想の中で、下水汚泥発電プロジェクトを位置付けており、下水汚泥のバイオマス利用を進めることとしている。	継続。引き続き下水汚泥のバイオマス利用を検討していく。	実施中	7、13	エネルギー政策課		
	3 エネルギーを無駄なく賢く利用する都市		1 地球温暖化対策の計画的な推進	1 地球温暖化対策推進のための計画の策定	ア 国・県が策定する新しい地球温暖化対策実行計画などと整合性を図りながら、本市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。	平成29年4月改定版を策定	社会情勢の変化や施策の進捗状況などの点検により、3年ごとに見直しを行う	実施中	13
		イ 市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のため、「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定します。		平成30年度に、計画改定支援業務として、市有施設における温室効果ガス排出量削減の基礎調査を行った	令和元年度に改定作業を行い、令和2年4月に改定版を策定する	実施中	13	環境政策課	
		2 再生可能エネルギーなどの導入	1 地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	ア 全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅、事業所、工場などへの太陽光発電の導入や大規模太陽光発電所の誘致を推進します。	10kW以上の導入件数と全出力の設備導入量で日本一を継続(平成30年12月末時点) 10kW超(事業用)導入件数:浜松市7,939件(全国559,564件) 全ての出力の導入容量:浜松市446,367kW(全国43,049,251kW)	継続。今後は、自家消費型の太陽光発電について導入を促進し、建物設置も含めて引き続き導入を促進する。	実施中	7、13	エネルギー政策課
				イ 「バイオマス産業都市構想」に基づき、未利用木材や生ごみなどを活用したバイオマス発電事業を推進します。	バイオマス産業都市構想に位置付けられたプロジェクトについて、いずれも事業化には至っていない。	継続。引き続き事業化に向けた支援を行う。	実施中	7、13	エネルギー政策課
ウ 河川や農業用水、山間地域や遠州灘沿岸に吹風など、豊かな自然環境を活かした小規模水力発電や風力発電などの導入を推進します。				風力発電ゾーニングモデル事業により、風力発電の適正導入を目的に、建設を進めるうえでの課題を抽出、エリアの明確化を行った結果を公表した。浜松市風力発電施設に関するガイドラインを改訂した。	継続。適正配置に向けた支援を行う。	実施中	7、13	エネルギー政策課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
3 省エネルギーの推進	2 市の率先行動	エ ガスコージェネレーションなど、再生可能エネルギーを補完する災害に強くエネルギー効率が高い安定的な分散型電源の導入を推進します。	スマートシティ推進協議会の中区プロジェクトの中で、シビックコアエリアへのガスコージェネレーション導入が検討されている。	継続。中区プロジェクトについては、詳細調査、事業スキーム及び体制構築、需要家との調整等を経て、事業化を目指していく。市内その他地域におけるガスコージェネレーションの可能性についても引き続き検討する。	実施中	7、13	エネルギー政策課
		オ 地域の再生可能エネルギーを活用した新たな電力需給システムを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。	市が出資する浜松新電力にて地産地消を推進。市内の全小中学校に浜松新電力が電力を供給している。	継続。本年8月より、一般家庭等の低圧向けに電力供給を開始予定。	実施中	7、13	エネルギー政策課
		ア 太陽光発電など、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。	グリッド8事業により、市内の公共施設8カ所に太陽光発電と蓄電池等を導入。	継続。今後はグリッド8事業をモデルとして民間レベルでの導入を図る。	実施中	7、13	エネルギー政策課
		イ 災害対応照明など、再生可能エネルギーを防災機能にも活用します。	大規模災害発生時の停電を想定し、避難行動の補助となる「災害対応型照明」を公共津波避難施設10施設の周辺、31カ所に設置した。	既存街路照明との視認性を比較するなど、効果についての調査を継続する。	実施中	7	危機管理課
	ウ ごみ焼却施設の熱エネルギーを有効活用します。	焼却で発生した蒸気を利用し発電した電気を売電、自施設利用した。	継続していく。	実施中	7、12	廃棄物処理課	
	1 省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	ア 拠点ネットワーク型都市構造の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市を推進します。	浜松市都市計画マスタープランにより推進。	令和2年度に浜松市都市計画マスタープランを改定し、継続して推進。	実施中	11	都市計画課
	イ 住宅やビル、工場等へのエネルギーマネジメントシステムの導入や、スマートコミュニティの実証などを進め、エネルギーを最適利用する社会を実現します。	戸建住宅におけるHEMS設置への補助を行い、導入促進を図った。スマートシティ推進協議会の浜北区プロジェクトの中で、マンション及び周辺施設へのエネルギーマネジメントシステムの導入が検討された。JT工場跡地において、一条工務店がスマートタウンが計画されている。	継続。今年度新たに創設したスマートマンション補助金を活用して、マンションへのエネルギーマネジメントシステム導入を図る。	実施中	7、13	エネルギー政策課	
	ウ 家庭、業務、製造業などに高効率機器の導入や省エネ改修、新築建物のゼロエネルギー化を推進し、建物の省エネルギー化を推進します。	浜松市スマートハウス補助金により、戸建住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備導入に対して補助を行っている。	継続。今年度からは新たにスマートマンション補助金も創設し、戸建住宅のみならず集合住宅のスマート化促進を図る。	実施中	7、13	エネルギー政策課	
	エ 静岡県・市地球温暖化防止活動推進センターとの連携により一般住宅を対象とした「家(うち)エコ診断」の普及を推進します。	うちエコ診断受診者数 平成28年度:2人 平成29年度:14人 平成30年度:9人	継続実施	実施中	13	環境政策課	
	オ 「浜松市エコハウスモデル住宅」を活用して、浜松の気候特性を活かした設計手法やエコな暮らし方を周知・啓発するとともに、エコハウスを普及させるために「エコハウスコンテスト」を実施します。	エコハウスモデル住宅来場者数 平成27年度:3,317人 平成28年度:2,481人 平成29年度:2,128人 平成30年度:2,954人  エコハウス推進協議会員数 平成27年度:158者 平成28年度:158者 平成29年度:159者 平成30年度:159者  エコハウス推進協議会勉強会開催数 平成27年度:1回 平成28年度:1回 平成29年度:6回 平成30年度:4回	令和元年度までは継続実施 令和2年度以降は、エコハウスモデル住宅のあり方とともに検討	実施中	13	環境政策課	
カ 自治会が設置している防犯灯や商店街の街路灯などのLED化を推進します。	・自治会が設置している防犯灯のLED化を進めるため、平成25年度から5年間で市内のすべての防犯灯をLED化する計画を立て、防犯灯設置維持管理事業費補助金を交付。 ・平成30年3月31日現在、市が補助する自治会管理の防犯灯は、70,673灯あり、そのうち70,176灯(99.3%)のLED化が完了し、可能な防犯灯はすべてLED化された。  商店街の街路灯のLED化については平成27年度に完了済。	-	達成	7、11	市民協働・地域政策課		
			-	達成	7、11	産業振興課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
2	交通部門における省エネルギーの推進	ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	天竜区、北区、浜北区の合計12地域で市が委託する地域バスを運行している。運行概要については、地域住民の参加する地域交通検討会で検討しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	実施中	11	交通政策課
		イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院等と連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	実施中	11	交通政策課
		ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。	国道257号、国道152号において、自転車走行空間の整備を実施。自転車利用を促進し、移動手段の転換による省エネルギーの推進に寄与した。	自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	実施中	11	道路企画課
		エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	主要地方道浜松環状線赤松坂交差点で右折帯の延長を実施。渋滞の抑制による省エネルギーの推進に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	実施中	11	道路企画課
		オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターの設立(H30.4)	次世代自動車センターへの支援	達成	8	産業振興課
		カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理 利用実績(6台合計) 平成27年度:1,868回 平成28年度:3,423回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回  次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅3か所 計6日間 試乗者:計155人  次世代自動車トークショーの開催(H29) 参加者:40人	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する  次世代自動車の普及啓発は、クールチョイス普及啓発の中で継続的に実施していく	実施中	13	環境政策課
		キ ふんわりアクセル「eスタート」、加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。	エコドライブ講習会参加者や希望者に対してエコドライブステッカーを配布 エコドライブ講習会やクールチョイス普及啓発時にエコドライブの取組みを推奨	継続実施	実施中	13	環境政策課
		ク エコドライブ講習会の開催などにより、市民や事業者に対してエコドライブの周知・啓発を図ります。	事業者向けエコドライブ講習会の開催 平成28年度:61事業所 61人 平成29年度:25事業所 27人 平成30年度:20事業所 20人	浜松市エコドライブ認定制度については継続実施 実地講習会については開催しない	実施中	13	環境政策課
	3 市民・事業者への意識啓発	ア 環境家計簿、広報、各種キャンペーン、環境教育などを通じて、市民・事業者に向けて省エネ製品や技術、手法の啓発活動を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指します。	省エネフェアや各種イベント(みどりの夏まつり、労福協まつり、花と緑の祭等)に出展し、市民等へ省エネの普及啓発を図った	継続実施	実施中	13	環境政策課
		イ エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者を新エネ・省エネトップランナー事業者として認定することで、事業者の新エネ・省エネの取組みを推進します。	平成30年度末時点で、4つの認定制度の合計で33事業者を認定している。	継続。啓発により省エネ等の取組みを推進し、認定事業者を増やしていく。	実施中	7、13	エネルギー政策課
		ウ 浜松市地球温暖化防止活動推進センターと「浜松市省エネネットワーク」を中心に、事業者・市民が持つ情報や取組みを結びつけ、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供などの拡大を図ります。	省エネネットワーク会員数 平成27年度:369人・事業者 平成28年度:442人・事業者 平成29年度:464人・事業者 平成30年度:505人・事業者 省エネネットワーク会員への情報発信回数 平成27年度:23回 平成28年度:18回 平成29年度:21回 平成30年度:26回	継続実施	実施中	13	環境政策課
		エ 浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働して、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進を図ります。	協働センターまつり等へ出展し、温暖化対策や省エネルギーの推進を図った。 平成29年度:7回 平成30年度:4回	継続実施	実施中	13	環境政策課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課		
	4 市の率先行動	ア 市有施設の省エネルギー化を効率的に推進することで、エネルギーの継続的な低減を図るとともに、省エネ手法を啓発し市域全体へ広げていきます。	省エネ改修工事やLED照明を継続的に導入	継続実施	実施中	13	環境政策課		
		イ 市有施設において、空調や照明などを適正に管理するエネルギー管理標準(省エネマニュアル)を作成します。	省エネパトロール時に管理標準を確認し、作成や更新を依頼	継続実施	実施中	13	環境政策課		
		ウ 次世代自動車を公用車へ率先して導入します。	平成30年度末現在 全公用車(原動機付自転車含む):1,571台 うち ハイブリッド車:21台 プラグインハイブリッド車:2台	令和元年に燃料電池車(FCV)を導入	実施中	13	環境政策課		
	4 CO2吸収源の確保	1 FSC森林認証の拡大と事業者のCSR活動	ア 地元産のFSC材に対する付加価値を創出する制度を検討します。	「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」に基づきFSCプロジェクト認証を取得。	FSC認証材を活用した場合は、積極的にFSCプロジェクト認証を取得。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
			イ 森林NPO、林業関係者等の協力のもと、企業のCSR活動としての森づくり事業の範囲拡大を推進していきます。	森林ボランティア活動の拠点となる市有林の開放等を実施。	森林環境譲与税等を活用し、首都圏の大都市等と連携した森林環境教育等を実施。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
		2 地域材を使用した木材受託の普及	ア 「天竜材の家百年住居の事業」を実施することで、地域材を使用した木造住宅の普及拡大を目指し、CO2の固定化を推進します。	天竜材を一定量以上使用して建築した住宅の建築主に対して助成。 ○地域材利用建築件数(棟) / 181棟 (H30)	天竜材の流通促進や認知度向上を目的に、同事業を継続。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
			イ 浜松市エコハウスモデル住宅を活用し、地域材を使用した木造住宅の普及啓発を行います。	林業振興課としては特にやってない	—	未実施			
	3 都市の緑化の促進	ア 市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	①環境市民のたねまき事業(エコツアー試行実施及び有効性の検証) ②自然公園等管理事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ④みどりの軸強化事業(緑の軸強化プラン策定) ⑤緑地保全愛護会育成支援事業(愛護会の設立)	①廃止。行政主催のツアーが旅行業法に抵触する可能性があるためとの指摘から開催しなくなった。 ②継続 ③継続。指定を進める ④継続。プランは未策定。地域制緑地の指定や、緑地の適正管理、活用などの取り組みを継続する ⑤継続。設立に至った団体はないが、担い手を育成する取組を進めている	実施中	13	緑政課		
	4 多様な自然と人々のくらしが共生する都市	1 生物多様性の保全	1 貴重な動植物の保護	ア 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)や文化財保護法(昭和25年法律第214号)に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。	環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めました。	環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。	実施中	15	環境政策課
				イ 浜松市ギフチョウの保護に関する条例(平成17年浜松市条例第140号)に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。	浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止しました。	浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止します。	実施中	15	環境政策課
ウ 静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年静岡県条例第37号)に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。				静岡県希少野生動植物保護条例に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力しました。	静岡県希少野生動植物保護条例に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。	実施中	15	環境政策課	
2 動植物の適正な管理・防除			ア 農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。	県や猟友会等と連携し、野生鳥獣の適正な管理を実施。	引き続き、県や猟友会等と連携した事業実施を図る。	実施中	4、11、12、15	林業振興課	
			イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。	特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めました。	特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。	実施中	15、17	環境政策課	
			ウ 環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。	環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めました。	環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。	実施中	15	環境政策課	
3 開発事業の実施に伴う環境配慮		ア 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。	平成28年3月に浜松市環境影響評価条例を制定、同年10月に施行し、平成31年4月の時点で条例に基づき3件の手続が実施されている。	継続	実施中	3、6、14、15	環境政策課		
		イ 一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っているところである。	継続	実施中	3、6、7、11、13、14、15	環境政策課		

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
5つの基本方針	4 生物多様性の普及啓発	ア 市内の自然環境や動植物の情報を市ホームページ上で公開している「自然環境マップ」の情報の更新や充実を図り、自然観察や環境教育などへの活用を促進します。	自然環境マップ(市内の自然環境の情報)を市ホームページ上で公開しました。	自然環境マップのデータを希少動植物の生息地を確認する資料として環境影響評価の審査などに活用します。	達成	15	環境政策課	
		イ 市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。	移動環境教室や出前講座、啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めました。	移動環境教室や出前講座、啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。	実施中	15	環境政策課	
		ウ 市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。	市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めました。	市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。	実施中	15、17	環境政策課	
	2 森林・農地・緑地の保全	1 森林の保全	ア FSC森林認証制度を活用した市産材のブランド化のさらなる推進や新たな需要の開拓、森林施業の合理化による低コスト林業の推進や若年者の新規参入促進などの林業の振興により、適切な森林の整備・保全を行います。	FSC森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林経営を実施。 ○FSC森林認証面積(ha)／45,270ha(H30)	持続可能な森林経営と管理のため、FSC森林認証面積の維持・拡大を推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			イ 森林管理を対象とするFM認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象としたCoC認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択してFSC材製品を購入する意識の向上を図ります。	首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、FSC森林認証の認知度を向上。	市民対象の見地見学ツアーなどの実施を踏まえ、市民の更なるFSC森林認証の認知度を推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			ウ 森林体験・交流施設の維持管理等による森林・林業体験の機会の提供や、グリーン・ツーリズム、子供たちへの森林環境教育などにより、「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての市民の理解を深めます。	小学生を対象とした農林水産体験として「里山たいけん帖」を実施し森林について理解を深めた。	廃止(施策実施状況を検証した結果、4.4.3「自然とふれあう場の機会の確保へ統合する)	廃止(統合)	15	農業水産課 林業振興課
			エ 保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。	県と連携し、林地や下流に被害が及ぶ恐れのある森林を保全する。	引き続き、県と連携した事業実施を図る。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			オ 森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。	森林環境基金を活用した森林整備等を実施。	令和元年度から開始される森林環境譲与税を活用し、森林整備、木材利用等の推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
		2 農地の保全	ア 住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。	農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正な運用により優良農地の保全を図っている。	引き続き制度の適正な運用を図る。	実施中	2	農地利用課
			イ ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。	農地中間管理事業の活用や農地銀行制度の周知などにより、農地の流動化の促進を図っている。	引き続き事業・制度の運用を図るとともに、農地バトロールや地域での話し合いなどによる情報収集を図り、農家の離農による耕作放棄地化を未然に防ぐ。	実施中	2	農地利用課
			ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数:52(検証・評価)遊休農地の有効活用となる取組として、今後更に推進が必要と考える。	継続	実施中	3	農業振興課
			エ 市街化区域内農地緑化保全事業(特定市民農園の増設)	市街化区域内農地緑化保全事業(特定市民農園の増設)	継続。増設はしていない。 緑の基本計画策定(R2年度公表予定)の作業の中で農地の保全方針を示し、事業の方向性を検討する	実施中	4、11、12、15	緑政課
			エ 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。	市街化区域内農地緑化保全事業(生産緑地地区の追加指定)	継続。追加指定はほぼない。 緑の基本計画策定(R2年度公表予定)の作業の中で農地の保全方針を示し、事業の方向性を検討中	実施中	11、12、15	緑政課
			オ 雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。	多面的機能支払交付金を活用した地域協働活動により、農地や里山の保全を図った。	雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図る。	実施中	9	農地整備課
			カ 河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。	静岡県・農林水産省を連携し、掃流用水の水利権を河川管理者である国土交通省から許可を継続して水量を確保し、農地保全を図った。	河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図る。	実施中	9	農地整備課
3 緑地の保全	ア 動物の生息環境と移動経路を確保するため、森林や丘陵地、農地、公園など緑地をつなげ、緑の回廊の形成に努めます。	みどりのネットワーク創出事業(エコロジカルコリドー保全・形成のための計画策定)	継続。緑被率調査実施。 緑の基本計画策定(R2年度公表予定)の作業の中でネットワークの方針を示し、事業の方向性を検討中	実施中	15	緑政課		
	イ 市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	①環境市民のたねまき事業(エコツアー試行実施及び有効性の検証) ②自然公園等管理事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ④みどりの軸強化事業(緑の軸強化プラン策定) ⑤緑地保全愛護会育成支援事業(愛護会の設立)	①廃止。行政主催のツアーが旅行業法に抵触する可能性があるためとの指摘から開催しなくなった。 ②継続 ③継続。指定を進める ④継続。プランは未策定。地域制緑地の指定や、緑地の適正管理、活用などの取り組みを継続する ⑤継続。設立に至った団体はないが、担い手を育成する取組を進めている	実施中	11、12、15	緑政課		
	ウ 豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じたみどりの拠点を位置づけ、整備・充実を推進します。	都市公園面積が638.6haから642.3haと増加したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が8.15㎡/人から8.22㎡/人となり、充実が図られた。	市民一人当たりの都市公園面積10㎡/人を目指し、都市の緑の整備・充実を推進する。	実施中	15	公園課		

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
		エ 浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。	①みどりのパートナーシップ事業 ②緑化推進普及・啓発事業(生垣コンテストの実施) ③緑化推進樹木交付制度 ④保存樹木・樹林助成事業(指定の拡大、新たな制度創設、ガイドブックなどの改定) ⑤普及・啓発事業(保存樹木・樹林見学ツアー開催、古庭園見学ツアーの民間実施) ⑥地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ⑦浜松城公園長期整備構想推進事業(計画に基づく整備の推進) ⑧歴史的緑地保全・活用事業(該当するみどりの洗い出し) ⑨地域特性を活かしたみどりの拠点創出事業(三ヶ日地域での拠点創出)	①継続。活動の担い手を育成する取組を進めている。 ②生垣コンテストは実施予定なし。事業の選択と集中から廃止も含めて検討中 ③事業の選択と集中から廃止も含めて検討中 ④継続 ⑤ツアーの開催は廃止。民による取り組みを推進していく ⑥継続 ⑦継続 ⑧継続 ⑨未定。緑の基本計画策定(R2年度公表予定)の作業の中で方針を示し、事業の方向性を検討中	実施中	15	緑政課	
		オ 動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。	①緑地保全事業(単独) ②みどりのパートナーシップ事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ④保全配慮地区における緑地保全事業	①継続 ②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている ③継続 ④廃止予定。保全配慮地区の指定は行わず、地域内の重要な樹林については保存樹林の指定を検討する方向で検討中	実施中	11、12、15	緑政課	
		カ 人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	①緑地保全事業(単独) ②みどりのパートナーシップ事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ④保全配慮地区における緑地保全事業 ⑤市街化区域内農地保全事業 ⑥都市計画公園見直し計画策定事業	①継続 ②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている ③継続 ④廃止予定。保全配慮地区の指定は行わず、地域内の重要な樹林については保存樹林の指定を検討する方向で検討中 ⑤継続 ⑥継続	実施中	11、12、15	緑政課	
	3 河川・湖沼・海岸の保全	1 水辺の環境保全	ア 動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地について、無秩序な開発を防止するよう努めます。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っているところである。	継続	実施中	3、6、7、11、13、14、15	環境政策課
			イ 市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。	市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進しました。	市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。	実施中	6、15、17	環境政策課
			ウ 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	環境共生区域での河川パトロールなどを実施しました。	浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	実施中	6、14	環境政策課
		2 生活排水対策	ア 生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道整備・接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.0%(H30末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→23,068基(H30末)	引き続き戸別訪問を実施予定。	実施中	6	お客さまサービス課
			イ 公共用水域の富栄養化を防止するため、窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。	削減:現在流通している合併処理浄化槽の99%は高度処理型(窒素除去タイプ)のため	-	達成	-	-
		3 工場・事業場における排水対策	ア 工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排水対策強化への協力を求めています。	立入計画に基づく立入検査を年間130件以上実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課
			イ 排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	実施中	6、14	環境保全課
ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。			芳川において定期的に着色度測定を実施するとともに、色汚染対策協議会において、数々の脱色方法の検討を実施した。	事業者、自治会、浜松市で覚書を締結し、着色対策に関する検討を継続して実施する。	実施中	6	環境保全課	



第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
4 水やみどりに親しむ空間の創出	1 親しみやすい水辺づくり	ア 河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。	準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性を踏まえた良好な水辺空間の整備を推進する。	実施中	11、14	河川課	
		イ 親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。	二級河川九領川では、魚類等の水棲動物の休憩場となるよう、コンクリート護岸ではなく、木柵と捨石による多孔質な水際空間を創出し、改修前には確認されなかった魚類の遡上が確認されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の親水性や生態系、自然景観に配慮した多自然川づくりを推進する。	実施中	11、14	河川課	
	2 身近なみどりの創出	ア 公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エートンの形成や樹木の混植に努めます。	佐鳴湖公園にピオトープを設置するなど、周辺環境に配慮した整備を行った。	公園整備に際し、落葉樹と常緑樹を混植する等、動物が息できる環境の確保に努める。	実施中	15	公園課	
		イ 市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。	①環境市民のたねまき事業(学校緑化の推進のための制度や仕組みづくり) ②緑化推進普及・啓発事業(学校施設新設の際は、敷地面積の20%以上の緑化指導) ③花づくり支援事業(園芸資材交付) ④緑化推進樹木交付事業(緑のカーテンの学校施設への普及拡大)	①継続 ②継続。ただし、学校施設に限った基準等は設けておらず、今後も設けない。事業所について、立地や敷地面積に応じて5~20%の緑化を指導していく ③継続 ④未定。緑のカーテンは認知されたものとして啓発事業は終了。学校施設緑化の事業として継続するか今後検討	実施中	15	緑政課	
		ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	①緑化推進センター運営事業 ②豊岡苗圃運営及び緑化推進拠点充実化事業 ③緑化推進普及・啓発事業 ④緑化推進樹木交付事業 ⑤普及啓発事業 ⑥花壇等拠点整備事業 ⑦緑化推進法制度等整備事業 ⑧環境市民のたねまき事業 ⑨優良緑化事業者顕彰事業	①継続 ②廃止。緑化推進センターに機能統合し、豊岡苗圃廃止済み。 ③継続。 ④未定。事業の選択と集中から廃止も含めて検討中 ⑤継続 ⑥継続 ⑦継続 ⑧継続。 ⑨未定。現時点で未実施のため、廃止も含めて今後検討	実施中	11、15	緑政課	
	3 自然とふれあう場と機会の確保	ア 森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。	小学生を対象とした農林水産体験として「里山たいけん帖」を開催し、自然とふれあう場を提供した。	食を通じた森林観察、農林業体験、自然学習などの農泊をプログラム化し、持続可能なメニューを推進する。	実施中	15	農業水産課	
		イ 市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。	森林・林業施設の管理・運営を実施。 ○森林体験・交流施設(天竜林業体育館)年間利用人数(人) / 2,367人(H30)	都市と山村との交流の促進等を目的に、天竜林業体育館等の維持管理を推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
		ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数:52 (検証・評価)農業体験により自然とふれあう場の機会となっている。今後も更なる推進が必要である。	継続	実施中	3	農業振興課	
			市街化区域内農地緑化保全事業(特定市民農園の増設)	継続。増設はしていない。 緑の基本計画策定(R2年度公表予定)の作業の中で農地の保全方針を示し、事業の方向性を検討する	実施中	4、12、15	緑政課	
	5 自然景観の保全と創造		地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組めます。	①地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ②緑地保全事業(単費) ③みどりのパートナーシップ事業 ④保全配慮地区における緑地保全事業	①継続 ②継続 ③継続。活動の担い手を育成する取組を進めている。 ④廃止。保全配慮地区の指定は行わない。	実施中	4、12、15	緑政課
	5 環境活動を実践する人を育てる都市	1 学校などにおける環境教育	ア 学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、各教科・領域に環境教育を広く取り入れていきます。	学校において、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、環境学習プログラムを提供しました。	学校において、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、環境学習プログラムを提供します。	実施中	4	環境政策課
			イ 幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にすることを育んでいきます。	幼稚園・保育所での環境学習プログラムの活用により、幼児期から自然を大切にすることを育みました。	幼稚園・保育所での環境学習プログラムの活用により、幼児期から自然を大切にすることを育みます。	実施中	4	環境政策課
ウ ごみに関する社会科副読本やごみ減量啓発絵本などを活用することにより、3Rの取り組みを推進します。			【事業内容】市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。	【今後の方針】引き続き小学4年生へ社会科副読本を配布し、環境教育の促進を図る。	実施中	4、12	ごみ減量推進課	
エ 学校施設などに設置された太陽光発電設備や緑のカーテン、ピオトープ、地元木材を使った教室や机など身近な設備を教材に、環境保全や環境負荷低減のための取り組みについて理解を深めます。			学校の設備を教材に、環境負荷低減のための取り組みへの理解を深めることができました。	学校の設備を教材に、環境負荷低減のための取り組みへの理解を深めます。	実施中	4、11、13	環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
	2 学校などの教職員に対する環境教育の理解促進	ア 学校などにおいて環境教育を推進するため、教職員の研修を充実し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。	学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラムを提供しました。	学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラムを提供します。	実施中	4	環境政策課	
		イ 教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。	教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者など地域の人材情報を積極的に提供しました。	教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者など地域の人材情報を積極的に提供します。	実施中	4	環境政策課	
	3 社会など幅広い場における環境教育の推進	ア 浜松市エコハウスモデル住宅やみどり〜な(緑化推進センター)、かな野外活動センター、浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークの施設などにおいて、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。	エコハウスモデル住宅でのミニ講座等イベントの開催 平成27年度:7回 平成28年度:42回 平成29年度:26回 平成30年度:32回  各種イベント(みどりの夏まつり、労福協まつり、花と緑の祭等)への出展	エコハウスモデル住宅でのミニ講座等イベントの開催 平成27年度:7回 平成28年度:42回 平成29年度:26回 平成30年度:32回	継続実施	実施中	13	環境政策課
		イ 動物愛護教育センターを中核として、動物愛護教育を推進します。	平成30年度において4つの教育プログラムを用意し、31回、469人に対して動物愛護に係る教育活動を行った。指標(動物園分を含む)は教育活動実施回数(110回/5000人)	平成30年度において4つの教育プログラムを用意し、31回、469人に対して動物愛護に係る教育活動を行った。指標(動物園分を含む)は教育活動実施回数(110回/5000人)	継続	実施中	4	動物園
		ウ 協働センターやくらしのセンターなどにおいて、地域の環境美化やごみ問題、3R、環境に配慮した消費生活などに関する学習会を開催するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。	協働センターなどにおいて、自治会向け学習会「3R説明会」を開催し、ごみの分別や3Rの推進など、自治会の環境美化推進員と連携して、地域の環境美化活動を推進しました。	協働センターなどにおいて、自治会向け学習会「3R説明会」を開催し、ごみの分別や3Rの推進など、自治会の環境美化推進員と連携して、地域の環境美化活動を推進しました。	協働センターやその他公共施設において、自治会や一般市民向け講座「ごみ減量天下取りセミナー」・「ごみ減量天下取り研修会」を開催し、自治会の環境美化推進員とも連携を図り、地域の環境美化活動を推進していきます。	実施中	4、12	ごみ減量推進課
		エ 環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰します。	環境教育や環境活動の顕著な取り組みに対して顕彰する制度を検討しました。	環境教育や環境活動の顕著な取り組みに対して顕彰する制度を検討しました。	環境保全に関する取組を計画的に実践している市民団体及び事業者を表彰する制度を検討します。	実施中	4、17	環境政策課
		4 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用	ア 環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。	環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座などにより、新たな人材を発掘・育成しました。	環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座などにより、新たな人材を発掘・育成します。	実施中	4	環境政策課
	イ 環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。	環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が運営する環境講座やイベント等の活動を支援しました。	環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が運営する環境講座やイベント等の活動を支援しました。	環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。	実施中	4	環境政策課	
	ウ 総合的な視点で学校、地域と環境学習指導者や事業者の環境活動をつなぐコーディネーターの育成を図り、積極的に活用していきます。	環境学習の視点で学校、地域をつなぐコーディネーターとして、はままつづくりネットワークセンターを活用しました。	環境学習の視点で学校、地域をつなぐコーディネーターとして、はままつづくりネットワークセンターを活用しました。	環境学習の視点で学校、地域をつなぐコーディネーターとして、はままつづくりネットワークセンターを活用します。	実施中	4、17	環境政策課	
	5 環境学習プログラム(Eスイッチプログラム)の充実	ア NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、Eスイッチプログラムの充実を図ります。	NPO・事業者などの技術・専門性を取り入れプログラムにより、Eスイッチプログラムの充実を図りました。	NPO・事業者などの技術・専門性を取り入れプログラムを募集し、Eスイッチプログラムの充実を図ります。	実施中	4、17	環境政策課	
		イ 市域の約7割を占めている森林を環境教育の場として活用する森林散策体験会などの森林環境教育プログラムの普及を図り、森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。	森林・林業施設の管理・運営を実施。○森林・林業体験活動への年間参加者数(人)2,018人(H29)	森林・林業施設の管理・運営を実施。○森林・林業体験活動への年間参加者数(人)2,018人(H29)	都市と山村との交流の促進等を目的に、森林交流施設の維持管理を推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
		ウ 市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めました。	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めました。	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。	実施中	4、17	環境政策課
	6 各主体との連携	ア 浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を中核として、情報共有や交流を行う場を提供しました。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を中核として、情報共有や交流を行う場を提供しました。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を中核として、情報共有や交流を行う場を提供します。	実施中	4、17	環境政策課
		イ NPO・事業者・行政などが適切な役割分担を踏まえた協働取り組みを推進するため、関係主体間で協定を締結し、パートナーシップのもとに効果的な環境教育を進める制度の構築を検討していきます。	NPO・事業者・行政の協働による環境教育を進める制度の構築を検討しました。	NPO・事業者・行政の協働による環境教育を進める制度の構築を検討しました。	NPO・事業者・行政の協働による環境教育を進める制度の構築を検討します。	実施中	4、17	環境政策課
		ウ 事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。	市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供しました。	市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供しました。	市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。	実施中	4、17	環境政策課
	7 環境教育の更なる普及・促進に向けた調査研究	ア 環境教育に関する市民の意識やニーズを調査し、調査結果を踏まえて環境教育施策の普及・促進に努めます。	環境教育に関する市民の意識やニーズを把握し、環境教育施策の普及・促進に努めました。	環境教育に関する市民の意識やニーズを把握し、環境教育施策の普及・促進に努めます。	環境教育に関する市民の意識やニーズを把握し、環境教育施策の普及・促進に努めます。	実施中	4	環境政策課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
2 「体験の機会の場」の整備と情報提供		ア 環境教育等促進法第20条に基づき、NPOや事業者が提供する自然体験活動などに対して市長が認定を行う「体験の機会の場」の制度について、認定手続や安全性の確保などの要件を整備した上で、制度の周知を進めます。	NPOや事業者が提供する自然体験活動などに対して「体験の機会の場」の制度を検討しました。	「体験の機会の場」制度の普及・促進に努めます。	実施中	4、17	環境政策課	
		イ 「体験の機会の場」に認定された場やその活動内容について、ホームページなどで広く紹介します。	市認定の「体験の機会の場」はありませんでした。	「体験の機会の場」制度の普及・促進に努めます。	未実施	4、17	環境政策課	
	3 職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	1 事業者への支援	ア 事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援しました。	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。	実施中	4	環境政策課
			イ 事業者が行う環境学習プログラムを募集し、環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。	事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援しました。	事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。	実施中	4、17	環境政策課
			ウ 事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、河川や湖沼の清掃活動などの情報提供を行います。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、河川や湖沼の清掃活動などの情報提供を行いました。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報提供を行います。	実施中	17	環境政策課
	4 環境に関する研修などの充実	2	ア 庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを常に意識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組みよう市職員への環境教育研修の充実を図ります。	環境に配慮した事務事業の推進に取り組みよう市職員への環境教育研修を検討しました。	環境に配慮した事務事業の推進に取り組みよう市職員への環境教育研修を検討します。	実施中	4	環境政策課
			イ 庁内の各部署の温暖化対策推進員に対し、省エネルギーの取り組みとその効果に関する研修を行い、省エネ行動の定着に努めます。	温暖化対策推進員研修の開催 平成27年度: 4/21 浜北区役所 9/27 本庁 平成28年度: 6/28 西区役所 7/1 天竜壬生ホール 7/5 本庁 平成29年度: 9/25 天竜区役所 9/27 地域情報センター 平成30年度: 4/24 地域情報センター 4/27 天竜区役所	継続実施	実施中	13	環境政策課
	4 環境教育の場の整備や充実		ア 森林、河川、海岸、里山などに近接する公園や公共施設を活用し、それぞれの地域で環境保全に取り組む団体などと連携して、環境教育のための情報発信や実践活動のできる拠点として整備・充実を図ります。特に、佐鳴湖や遠州灘、浜名湖周辺の拠点整備や、静岡県立森林公園、静岡県森林・林業研究センターなどとの連携強化に取り組みます。	緑化推進普及・啓発事業(市内教育活動拠点の機能整理と活用連携計画の検討)	継続	実施中	4	緑政課
			イ 省エネルギー・省資源型の市有施設を整備し、環境に配慮した施設・設備への理解を深めます。	省エネ改修工事やLED照明を継続的に導入	継続実施	実施中	13	環境政策課
			ウ 動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、 <b>体験教育</b> プログラムの充実を図ります。	平成30年度において15の教育プログラムを用意し、106回、5,930人に対して教育活動を行った。 指標(動物愛護教育センター分を含む)は教育活動実施回数(110回/5000人)	利用者の意見等を反映させ、教育プログラムの拡充を計っていく。	実施中	4	動物園
			エ 今後建設していく新清掃工場に、環境教育啓発施設を併せて整備します。	新清掃工場に見学ルートを設置し、環境教育の啓発ができるように建設していく。	現在建設中である。	未実施	4	廃棄物処理課
	5 環境情報の積極的な発信		ア 本市の生活環境や自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を体系的に整備し、市ホームページなどで積極的に公開するよう努めます。	本市の自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を市ホームページなどで公開しました。	本市の自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を市ホームページなどで公開します。	実施中	4	環境政策課
イ 市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みを「(仮称)環境教育実践報告書」としてまとめ、各主体間で情報を共有していくことを検討します。			市民・NPO・事業者などの環境に関する取り組みを浜松市環境教育ネットワークを中核として、情報を共有しました。	市民・NPO・事業者などの環境に関する取り組みを浜松市環境教育ネットワークを中核として、情報を共有します。	実施中	17	環境政策課	
ウ 市ホームページで環境教育の取り組みを情報発信するとともに、環境学習会や環境活動などの情報について、SNSなどを活用して迅速に発信していきます。			環境教育の取り組み、環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやSNSなどを活用して迅速に発信しました。	環境教育の取り組み、環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやSNSなどを活用して迅速に発信します。	実施中	4、17	環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
		エ 本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	【事業内容】 ブラジル総領事館に対して「ごみ減量天下取り大作戦」や「ごみの出し方」のPRIについて協力をお願いした。	【今後の方針】 引き続き、ブラジル総領事館等にごみ減量天下取り大作戦等をPRしていく、	実施中	10、12	ごみ減量推進課	
			【検証・評価】 ブラジル総領事館のホームページやフェイスブックにPRしてもらった。	自治会等からの要望に対し検討し必要に応じて、他の言語についても作成の検証を行う。	達成	11	廃棄物処理課	
			「ごみ・資源物の正しい出し方」として6か国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、韓国語)の作成・配布。	本市に多数在住する外国人向けに森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信しました。	実施中	17	環境政策課	
			広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して、いずれの年代でも利用しやすい効果的な情報の発信方法を研究していきます。	広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して効果的な情報の発信方法を研究しました。	実施中	17	環境政策課	
6 国際的な視点での取り組み		ア 国際協力機構(JICA)などと連携し、開発途上国などの海外諸都市から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。	JICAと連携した海外諸都市からの研修生受入等を行った。関係機関と連携することで効果的に実施できた。また、浜松国際交流協会の活動への後援などを通して、国際理解教育活動を側面支援した。	引き続きJICAと連携し、海外諸都市からの研修生受入等を行っていききたい。また、浜松国際交流協会の活動への後援などを通して、国際理解教育活動を側面支援していきたい。	実施中	6	国際課	
			イ 都市・自治体連合(UCLG)を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。	都市・自治体連合(UCLG)の会員都市との交流により、世界的な環境課題に対する意識の連帯感を醸成した。国際的な組織に加盟することで実現できた。	引き続きUCLGへの参加を通じて、会員都市との連帯感を高めることで、世界的な環境課題に対する意識を高めていきたい。	実施中	17	国際課
			ウ 地球規模で環境に配慮した行動が求められていることから、外国のくらし・文化・歴史などに触れることで多様な価値観や人権を尊重する意識を育み、多文化共生への理解促進を図ります。	浜松国際交流協会との連携や国際交流員による出前講座の実施を通して、異文化への理解を深めた。地域資源を有効に活用できた。	引き続き、国際交流協会や国際交流員等の地域資源を活用して、異文化への理解を醸成したい。	実施中	11	国際課
			エ 既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、様々な主体が連携するために必要な情報提供を行うなど、国際的な視点に立ったESDの推進を図ります。	既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、国際的な視点に立ったESDの推進を図りました。	既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、国際的な視点に立ったESDの推進を図ります。	実施中	4	環境政策課
			オ 市内の学校にESDの推進拠点として位置づけられている、ユネスコスクールの取り組みを学校外に広く紹介し、ESD活動の普及に努めます。	市内の学校で実践されたESDの取り組みを地域や学校等で活用していただくよう、プログラムとして紹介しました。	市内の学校で実践されたESDの取り組みを地域や学校等で活用していただくよう、プログラムとして紹介します。	実施中	4	環境政策課
			6 総合的・横断的な施策の方向性	1 市民協働で実践する持続可能な環境活動	1 市民や事業者の行動改革の促進	ア 環境分野だけでなく、消費者教育、防災教育、福祉教育、食育、多文化共生教育、みどり教育、まちづくり教育など、多様な分野において持続可能な社会の重要性を意識した教育や啓発に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。	主に小中学生を対象にエシカル・フェアトレードを意識した消費者教育・啓発を実施し、認知度、重要性を広めた。	エシカル・フェアトレードの重要性を理解してもらうため、大学と連携したシンポジウムの開催、義務教育課程(授業)にも取り入れていく。
	防災教育における持続可能な環境活動が見出せないため未実施	防災教育においてどういった啓発ができるか模索する				未実施	4	危機管理課
イ 行政や市民団体等から情報を収集し、それらを基に地域の教育・保育施設に多様な分野の講座を提供するような「地域の人づくり拠点」を構築します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を活用し、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有しました。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)を活用し、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有します。				実施中	4、17	環境政策課
ウ 事業者の環境経営を推進するために、エコアクション21やISO14001などの取得を促すとともに、市が環境改善につながる技術開発、地域活動を認定・表彰する制度を推進します。	エコアクション取得支援セミナーの開催 平成28年度:5事業者 平成29年度:9事業者 平成30年度:7事業者  エコアクション21取得事業者数(浜松市内) 155事業者(R1.7月末時点)	取得支援セミナーを継続して開催する				実施中	13	環境政策課

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課
5つの基本方針	2 多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進	ア 環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう促します。	【事業内容】 ごみ減量天下取り大作戦～夏の陣～出陣式を行い、自治会と共同でごみ減量天下取り大作戦への取組宣言を行った。 【検証・評価】 ごみ減量天下取り大作戦のポスターのぼりをごみ集積所等に掲出し、意識高揚を図った。	【今後の方針】 環境美化推進員区会議をごみ減量天下取り大作戦会議と名称を変更し、自治会と連携してごみ減量天下取り大作戦の実効性を高めていく。 また、環境美化推進員等を対象にごみ減量天下取り大作戦研修会を行い、意識啓発を行っていく。	実施中	12、17	ごみ減量推進課
		イ 森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。	森林ボランティア活動の拠点となる市有林の開放等を実施。	令和元年度から開始される森林環境譲与税を活用し、大都市等と連携した森林環境教育等を実施。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
		ウ 緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	①(仮称)みどりのまちづくり推進本部運営事業(本部の下部組織設立) ②花と緑のまち・浜松推進事業(推進市民協議会の推進の取組推進) ③みどりのパートナーシップ事業(拠点づくり) ④普及・啓発事業(育苗施設の増設) ⑤環境市民のたねまき事業(いきいきの森浜松市民活動助成事業の再構築) ⑥花壇等拠点整備事業(企業花壇の拡大、シンボル花壇の増設、功労者表彰を年12団体) ⑦優良緑化事業者顕彰事業	①継続 ②継続 ③継続 ④継続 ⑤継続 ⑥継続 ⑦未定。現時点で未実施のため、廃止も含めて今後検討	実施中	17	緑政課
		エ 市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。	毎年度、佐鳴湖で市民・NPO・事業者が参加するヨシ刈イベントを開催し、水質浄化及び啓発を実施した。また、市民へ雨水浸透ますの設置を普及促進した。	佐鳴湖でのヨシ刈イベントの開催及び市民へ雨水浸透ます設置の普及促進を継続して実施する。	実施中	14	環境保全課
		オ 浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつEスイッチ)を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。	準用河川豊田川では、地域住民が中心となって「おー川・桜の水辺」の会」が発足し、学校や企業とも連携した河川清掃やお花見が開催されるなど、1年を通じて様々な活動が行われるようになった。	河川の清掃活動や景観保全活動など、地域による持続可能な取り組みに向け、引き続き、「河川里親制度」や「河川愛護団体等補助金交付制度」等によるサポートを推進する。	実施中	11、14	河川課
		オ 浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつEスイッチ)を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。	浜松市環境教育推進ネットワークを活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進しました。	浜松市環境教育推進ネットワークを活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。	実施中	4、17	環境政策課
	3 高齢世代が参画・活躍する場づくり	ア 元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用していきます。	元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用しました。	元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用します。	実施中	4、17	環境政策課
		イ 地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。	地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指しました。	地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。	実施中	17	環境政策課
		1 環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約	ア 拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けた居住誘導や都市機能誘導エリアの設定などについて、公共交通機関と連携しながら検討します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進する。また、立地適正化計画で示されている各誘導区域と基幹的公共交通を総合交通計画の中で整合を図っていく。	実施中	11
	イ 拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協調しながら検討します。	大規模工場等跡地を宅地開発する事業者3者に対し、浜松版スマートタウンの誘導を行い、うち1者が認証を受けた。	土地利用事業の事前協議において浜松版スマートタウンガイドラインの説明及び誘導をしていく。	実施中	土地政策課		
	ウ 鉄道駅周辺や公共交通機関がある基幹道路周辺などに居住・都市機能誘導エリアの設定を検討します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進。	実施中	都市計画課		
	エ 拠点への居住誘導を推進するため、医療や福祉施設の充実、子育て支援施設の設置などの居住環境の整備を検討します。			実施中	都市計画課 庁内関係課		
	オ 気候変動による環境変化に対する、適応策を検討します。	「気候変動の地元学」 平成29年度研修会の開催 7/5、9/11 「気候変動適応策」 平成30年度研修会の開催 2/22	国や県の適応策および適応センターの状況を注視しながら検討を進めていく	実施中	13	環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画掲載 265施策の進捗状況について

5つの基本方針	主要課題	具体的な施策	施策実施状況(検証・評価)	施策の今後の方針	進捗・評価	SDGsの該当目標	担当課	
3	2 徒歩・自転車・公共交通を中心と考えた交通ネットワークの形成	ア 自転車走行空間やサイクル&バスライド駐輪場などの整備により、自転車利活用と公共交通利用への転換を図ることで、過度な自家用車への依存から脱却をします。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	実施中	11	交通政策課	
		イ 主要な駅において、駅前広場の整備など乗換利便性の向上を図り、交通結節機能強化をします。	高塚駅、天竜川駅の南北自由通路、橋上駅舎及び上島駅の駅前広場、ロータリーを供用開始	引き続き、交通結節機能強化を進める。	実施中	11	交通政策課	
		ウ 都心において、歩行者や自転車に優しい空間を創出します。	中心市街地の自転車の車道走行を促し、歩行者との通行区分による安全で快適な通行環境を創出。	自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	実施中	11	道路企画課	
		エ 子供から高齢者、障がい者が安全で自由に移動することができるように、交通基盤施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	浜松駅南地下駐車場にエレベータを設置、浜松駅南口駅前広場の歩道を改良、浜松郵便局前中央地下道のバリアフリー化に向けた調査検討を実施	引き続き、交通基盤施設のUD化を推進する。	実施中	11	交通政策課	
	3 エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化	ア 住宅や工場、事業所など、個々の建物におけるエネルギーの最適利用(スマート化)、一次エネルギー使用量ゼロ(ゼロ・エネルギー化)を推進します。	浜松市スマートハウス補助金により、戸建住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備導入に対して補助を行っている。	継続。今年度からは新たにスマートマンション補助金も創設し、戸建住宅のみならず集合住宅のスマート化促進を図る。	実施中	7、13	エネルギー政策課	
		イ スマート化、ゼロ・エネルギー化された個々の建物のネットワーク化によるスマートコミュニティを構築します。	浜松版スマートタウンガイドラインを策定し、JT工場跡地でのスマートタウンを誘導した。スマートシティ推進協議会において、エリア・分野ごとのプロジェクト研究会を立ち上げ、スマートコミュニティ形成を目指している。	継続。引き続き、市内におけるスマートコミュニティの構築を目指していく。	実施中	7、13	エネルギー政策課	
	3 環境イノベーションと地域経済の振興	1 本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進	ア 伐採した間伐材を効率的に搬出するための中間土場を整備するとともに、大口熱需要先である温室農家などに対する木質ペレットボイラーの導入や家庭用ペレットストーブの導入に対して支援します。	木質ペレットストーブの購入・設置に対する助成を実施。	地球温暖化の抑制及び森林環境保全等を図るため、木質ペレットストーブの購入・設置に対する助成を継続。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			イ 木質バイオマスや生ごみなどによるバイオマス発電など、バイオマスエネルギーの利活用を推進します。	家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電が導入された。木質、生ごみ等によるバイオマス発電についても導入に向けた支援を行っている。	継続。引き続き、実装に向けて支援を行っていく。	実施中	7、13	エネルギー政策課
			ウ 清掃工場などにおいて、金・銀・白金など有用な金属の資源を有する小型家電の回収を推進します。	【事業内容】 区役所等の施設にて回収ボックスを設け、小型家電の回収を行う。	【今後の方針】 効率よくリサイクルできる方法を模索し、引き続きリサイクルの促進を図る。	実施中	12	ごみ減量推進課
			エ 基幹産業と環境・エネルギー産業の融合による、新たな事業の柱の創出や海外も見据えた販路開拓を支援します。	スマートシティ推進協議会において、エリア・分野ごとのプロジェクト研究会を立ち上げ、スマートコミュニティ形成を目指している。	継続。引き続きプロジェクト創出を行う。	実施中	7、13	エネルギー政策課
		2 環境資産の持続可能な活用による産業の振興	ア 天竜区役所や春野協働センターなどへの地域材活用を通じて、住宅、店舗などへの地域材活用を促進します。	FSC認証材を一定面積以上使用する非住宅建築物の木質化に対する助成事業を実施。	天竜材の流通促進や認知度向上を図るため、同助成事業を継続。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
			イ 認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。	首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、FSC森林認証の認知度を向上。	FSC認証材活用ノベルティの作製等を踏まえ、市民の更なるFSC森林認証の認知度向上を推進。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課
ウ 浜松やらまいか交流会などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的にPRをしていきます。			平成27年度以降、「浜松やらまいか交流会」は不参加。	首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、国内外に天竜材をPR。	実施中	4、6、8、9、11、12、13、15	林業振興課	
エ 浜名湖などの環境資源を活用した潜在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。			平成31年3月に第3期となる浜名湖観光圏整備計画を申請。平成30年度は「広報・ブランド推進事業」、「インバウンド推進事業」、「ハマイチ推進事業」、「浜名湖舟運推進事業」を実施。	平成31年4月に第3期浜名湖観光圏整備計画が認定。8つの推進事業として「ブランド推進事業」、「海の湖カレッジ推進事業」、「ガストロノミーツーリズム推進事業」、「インバウンド推進事業」、「アウトドアツーリズム推進事業」、「広告宣伝事業」、「広域周遊推進事業」、「ガーデンツーリズム推進事業」を実施する。	実施中	8	観光・シティプロモーション課	
3 環境・エネルギー産業の創造	ア 環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術(輸送用機器関連、光・電子技術等)や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。	スマートシティ推進協議会において、参加企業からの提案募集等を通して、市内事業所等への再生可能エネルギーや省エネルギー導入を図っている。	継続。引き続き再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を進める。	実施中	7、9、13	エネルギー政策課		
		はままつ産業イノベーション構想に基づき、成長分野に位置づけている環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	実施中	7、9、13	産業振興課		
	イ 電力の小売自由化を始めとする電力システム改革をビジネスチャンスに捉えた、新たなエネルギー関連ビジネスの創出を推進します。	市が出資する浜松新電力が公共施設、市内の事業者(高圧)に電力を供給。本年8月より、一般家庭等の低圧向けに電力供給を開始予定。	継続。2020年に発送電分離が予定されており、今後は、P2P取引など事業環境が大きく変化する可能性がある。電力システム改革の状況を注視し引き続き推進していく。	実施中	7、9、13	エネルギー政策課		

●今後のスケジュール

2019.09.03

		環境政策課	パプコメ	環境審議会	議会・委員会	
2019年	3月	上旬	他課照会(進捗状況・評価)			
		中旬				
		下旬				
	4月	上旬	庁内検討会の開催準備	(第1回検討会) ・計画改定の方針説明(策定時からの情勢変化等) ・第2回検討会までの作業説明依頼 ・各課担当者の選出		
		中旬				
		下旬				
	5月	中旬	第1回庁内検討会(5/14)			
		下旬				
	6月	上旬	・各課における現状との整合チェック		第1回環境審議会(6/3)	
		中旬			(第1回審議会) ・第2次環境基本計画の概要説明 ・計画改定の方針説明(策定時からの情勢変化等) ・改定までのスケジュール	
		下旬				
	7月	上旬	・新たな施策の策定 ・計画改定素案作成			
中旬						
下旬						
8月	上旬	第2回庁内検討会(8/29)	(第2回検討会) ・計画改定素案説明			
	中旬					
	下旬					
9月	上旬			第2回環境審議会(9/3)	(第2回審議会) ・計画改定の素案説明	
	中旬					
	下旬					
10月	上旬	・改定版第1版策定				
	中旬					
	下旬					
11月	上旬	第3回庁内検討会	(第3回検討会) ・パプコメ実施について	第3回環境審議会	(第3回審議会) ・パプコメ実施について	
	中旬					
	下旬					
12月	上旬	・パプコメ準備			報告(パプコメ実施前)	
	中旬		パプコメ実施(1ヵ月程度)			
	下旬					
2020年	1月	上旬	・パプコメによる修正案作成	パプコメ集計・分析・回答案作成		
		中旬				
		下旬				
	2月	上旬	第4回庁内検討会			
		中旬				庁議報告(パプコメ)
		下旬		(第4回検討会)	第4回環境審議会	
	3月	上旬	・パプコメ意見報告 →改定案提示		(第4回審議会) ・パプコメ意見報告 →改定案提示	報告(パプコメ結果及び改定案)
		中旬				
		下旬				
	4月	上旬	改定			
		中旬				
		下旬				





## 第 2 次浜松市環境基本計画における進捗状況について

環境部環境政策課

### 1 趣旨

本市は、平成 27 年 3 月に策定した第 2 次浜松市環境基本計画に掲げる 5 つの基本方針に基づき各施策に取り組んでいます。

計画では基本方針ごとに法令に基づく環境基準や、市の環境指標を設定し、目標数値の達成状況や施策の実施状況により、計画の進捗状況を把握しています。

この度、平成 30 年度の進捗状況を取りまとめたので報告します。

### 2 概要




現状としては、全 17 項目の数値目標のうち、「A」、「B」が 14 項目あり、目標の達成に向けて順調に推移しています。

「C」及び「未達成地点有」の 3 つの指標については、目標の達成に向けて、より一層の推進を図っていきます。

#### (1) 環境指標の達成状況

基本方針	指標数（達成区分別）				計
	A	B	C	未達成地点有	
① 健全な生活環境が保全される都市	8			1	9
② 資源を有効に活用する循環都市		2			2
③ エネルギーを無駄なく賢く利用する都市	2				2
④ 多様な自然と人々のくらしが共生する都市	1		1		2
⑤ 環境活動を実践する人を育てる都市		1	1		2
合計	11	3	2	1	17

評価区分の見方は、下表のとおり

区分	達成状況区分の判断基準	
A		達成率が 100%以上、又は、全測定地点で環境項目を達成しているもの（湖沼は除く）
B		達成率が 80%以上のもの
C		達成率が 80%未満のもの
未達成地点有	環境基準値を達成できなかった測定地点があった環境項目（湖沼は除く）	

※達成率＝平成 30 年度実績値/平成 30 年度目標値

但し、1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量については、平成 30 年度目標値/平成 30 年度実績値

環境基準・指標		2013 (H25) 実績値	2018 (H30)				2024 (R6) 目標値
			目標値	実績値	実績値/ 目標値	達成状況	
<b>① 健全な生活環境が保全される都市</b>							
大気汚染に係る環境基準の達成状況*1	二酸化硫黄 (達成地点数/測定地点数)	100% (6/6)	100% (4/4)	100% (4/4)	—		—
	二酸化窒素 (達成地点数/測定地点数)	100% (10/10)	100% (10/10)	100% (10/10)	—		—
	一酸化炭素 (達成地点数/測定地点数)	100% (3/3)	100% (3/3)	100% (3/3)	—		—
	浮遊粒子状物質 (達成地点数/測定地点数)	100% (10/10)	100% (9/9)	100% (9/9)	—		—
	光化学オキシダント (達成地点数/測定地点数)	0% (0/10)	100% (9/9)	0% (0/9)	—	未達成地点有	—
	微小粒子状物質 (達成地点数/測定地点数)	0% (0/4)	100% (9/9)	100% (9/9)	—		—
水質汚濁に係る環境基準の達成状況*2	河川 (BOD) (達成地点数/測定地点数)	100% (7/7)	100% (7/7)	100% (7/7)	—		—
	湖沼 (COD) (達成地点数/測定地点数)	0% (0/2)	50% (1/2)	50% (1/2)	—		—
	海域 (COD) (達成地点数/測定地点数)	100.0% (6/6)	100.0% (6/6)	100.0% (6/6)	—		—
<b>② 資源を有効に活用する循環都市</b>							
1人1日当たりの一般廃棄物排出量*3		897.7g	865.7g	878.6g	99%		850.5g
リサイクル率*4		21.5%	23.6%	19.1%	81%		30.1%
<b>③ エネルギーを無駄なく賢く利用する都市</b>							
市域の温室効果ガス排出量の削減目標	基準年排出量 5,795千t-CO <sub>2</sub>	<H28> 608千t-CO <sub>2</sub>	<H28> 867千t-CO <sub>2</sub>	143%		1,130千t-CO <sub>2</sub>	
電力自給率*5	6.6%	11.7%	14.9%	127%		17.6%	
<b>④ 多様な自然と人々のくらしが共生する都市</b>							
森林認証取得面積	42,174ha	45,000ha	45,270ha	101%		48,000ha	
緑地保全面積	1,373.62ha	2,172.77ha*7	1,373.72ha	63%		<R11> 3,930.90ha	
<b>⑤ 環境活動を実践する人を育てる都市</b>							
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合*6	<H26> 55.1%	59.3%*8	47.0%	79%		66.6%	
環境学習指導者養成講座修了者	<H26> 16人	60人	56人	93%		100人	

\*1 市内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準値を達成した測定局の割合（達成地点数／測定地点数）

\*2 公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準を達成した測定地点の割合（達成地点数／測定地点数）

\*3 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、集団回収等の総量

\*4 (資源物量+再資源化量)／総排出量×100

\*5 市内に立地する再生可能エネルギー等の年間発電量（電力会社以外）／市内の年間総電力使用量

\*6 市民意識調査によるごみ減量、節電、リサイクル、自然保護活動など環境に配慮したくらしを実践する市民の割合

(\*7と\*8は年度毎の目標値を設定していないため、H25実績値からH36の目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を該当年度の目標値として評価)

## (2) 概況

### ① 健全な生活環境が保全される都市

大気環境については、6 項目の大気汚染物質の常時監視を実施し、光化学オキシダントを除く大気汚染物質は、全ての地点において環境基準を達成しています。水質については、15 の測定地点のうち環境基準未達成地点が 1 地点（佐鳴湖）あります。

排出抑制については、工場・事業場への排出規制遵守の指導や排出基準が適用されない工場・事業場へ良質燃料の使用などの環境配慮の依頼を行うほか、市民を対象に出前講座による環境配慮の啓発に取り組むなど、工場・事業場や家庭における汚濁物質の排出抑制を進めていきます。今後も監視活動を続け、健全で快適な生活環境を保全するため各種施策の推進を図ります。

### ② 資源を有効に活用する循環都市

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の適正な処理やごみ減量、リサイクルの取組を推進しました。単年度で見ると、一般廃棄物排出量は、平成 30 年 10 月の台風 24 号の影響でごみ量が増大したこともあり、平成 29 年度と比べると増加しました。近年の傾向で見ると、指標である 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量は減少傾向にあり、目標値に近づいていますが、今後も「生ごみ」と「紙類」に重点を置き、生ごみの水切りの推進や雑がみ回収の促進、ごみ減量に関する市民説明会での啓発等を実施し、更なるごみの削減を目指します。

「リサイクル率」は、インターネットの普及による出版物の購入量の減少や民間事業者による資源物回収場所の増加等により資源物集団回収量は伸び悩んでいます。目標達成に向けて引き続き資源物集団回収や紙類のリサイクル等の更なる推進を図ります。

### ③ エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

温室効果ガスの排出の抑制を行う施策等を推進した結果、指標である市域の温室効果ガス排出量は、削減目標を達成しています。また、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用するとともに、エネルギーマネジメントや省エネルギー等エネルギーの効率的な利用を推進することで、指標である電力自給率は、目標に向けて順調に推移しています。

引き続き、太陽光や風力など地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの適正な導入を推進するとともに、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標達成のための取組として、COOL CHOICE の普及啓発をはじめ、省エネ機器、省エネ住宅、次世代自動車等の普及のための各種施策を展開し、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指します。

### ④ 多様な自然と人々のくらしが共生する都市

「生物多様性はままつ戦略」に基づき、生物多様性保全と持続可能な利用に向けて取り組むとともに、森林や緑地の保全を図りました。指標である森林認証取得面積については順調に増加しており、今後も、認証面積の拡大を進め、市民や企業等の FSC 森林認証に対する認知度の向上に努め、森林の利活用を促進していきます。

もう 1 つの指標である緑地保全面積については、令和元年度中に見直しを予定している「緑の基本計画（平成 21 年度策定）」の中で目標に向けて指標面積を拡大するための各種施策を展開します。

### ⑤ 環境活動を実践する人々を育てる都市

学校・地域・社会など幅広い場における環境教育を推進するため、移動環境教室の開催や環境イベント（環境未来プロジェクト）でのパネル展示やネイチャークラフト体験会を実施し、環境行動を実践するきっかけを創出しました。また、環境学習指導者養成講座は、休日に開催し受講者の増加を図りました。

一方で環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は、順調に増加してきましたが、平成 29 年度に一旦減少し、平成 30 年度は若干増加している状況です。移動環境教室の開催を通じ若い世代を啓発し、環境に配慮した行動の意識付けを図ります。また、環境学習

の基盤となる指導者の定着を図るため、レベルアップ講座や養成講座修了生を対象とした実践形式の講座を開催するなど、自ら行動できる人材の育成を進めていきます。

## 天竜地域のし尿汲取り料金の改定について

令和元年 9 月  
ごみ減量推進課

### 1 し尿汲取り料金の改定手続について

天竜地域のし尿汲取り事業は、平成 17 年の 12 市町村合併前から、天竜二俣清掃株式会社が行ってきた。平成 31 年 4 月の天竜二俣清掃株式会社の廃業に伴い、同事業は株式会社ハマエイが業務を引き継いだ。

し尿汲取り料金については、引継ぎ後も同じ金額で実施してきたが、燃料費や車両費等の増加や、収集効率の悪化により、経費が増加していることから、消費税引上げに合わせて料金を改定するとの報告を株式会社ハマエイから受けた。

### 2 天竜地域のし尿汲取り料金の改定の内容について

今回、し尿汲取り料金改定取扱要領に基づき、事業者から報告を受けたものは、次のとおりである。

事業者	(株)ハマエイ
対象地域	天竜地域
対象世帯数	427 世帯
現行と改定後の料金（100 当たり）	
現行	125 円（消費税 8% で算出した料金）
改定後	140 円（消費税 10% で算出した料金）
改定時期	令和元年 10 月 1 日
改定理由	・燃料費や車両費等の経費増加 ・し尿汲取り件数の減少に伴う収集効率の悪化
周知計画	請求書に料金改定のお知らせを同封する。

※料金改定の税抜き価格

現 行：116 円（100 当たり税抜き）

改定後：128 円（100 当たり税抜き）

## し尿汲取り料金改定取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、一般廃棄物収集運搬業者が、快適な市民生活及び公衆衛生の維持に必要なし尿汲取りの料金を改定しようとする場合に、利用者への周知等のために、一般廃棄物収集運搬業者及び市が実施する事項を定める。

## (定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) し尿汲取り料金 家庭又は事業所等の便槽からし尿を汲取る料金

(2) 利用者 し尿汲取りを一般廃棄物収集運搬業者に依頼する者

(一般廃棄物収集運搬業者の責務)

第3条 一般廃棄物収集運搬業者は、し尿汲取り料金を改定しようとする場合には、し尿汲取り料金改定報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 現行と改定後の料金を記載した書類

(2) 改定後の料金の根拠を記載した書類

(3) 料金改定に関する想定問答を記載した書類

(4) 料金改定の対象利用者数及び世帯数を記載した書類

(5) 料金改定の対象地域の過去5年のし尿の月ごとの収集件数及び収集量を記載した書類

(6) 利用者に対する周知計画を記載した書類

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

第4条 一般廃棄物収集運搬業者は責任を持って、利用者に対し料金改定に関する説明を行うものとする。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物収集運搬業者から提出された資料により知り得た料金改定にかかる情報を、利用者への周知のため、次に掲げる組織に報告する。

(1) 浜松市環境審議会

(2) 料金改定の対象地域の区協議会

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める組織

2 前項に掲げる報告の際には、市は一般廃棄物収集運搬業者に組織への出席を求めることができる。

第6条 市は必要に応じ、前条に掲げる組織から出された意見又は市の考えを一般廃棄物収集運搬業者に伝えるものとする。

2 一般廃棄物収集運搬業者は前項の意見又は考えを尊重し、業務に反映させるものとする。

## 附 則

(施行日)

この要領は、平成24年11月19日から施行する。